

1 議事日程（4日目）

[平成19年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成19年12月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	村山弘行 (16)	<p>1. 信号の設置と一方通行規制について</p> <p>(1) 長浦台一丁目4、5、7番周辺の変則五差路に信号機の設置を。</p> <p>(2) 太宰府西小学校付近を時間帯により一方通行の規制ができないか。</p> <p>2. 今後の職員採用について</p> <p>平成20年度までは職員採用がないが、平成21年度以降の職員採用について伺う。</p>
2	橋本健 (7)	<p>1. 安定財源確保の最善策について</p> <p>三位一体改革といった地方分権化の推進により地域経済が疲弊し、地域間格差が生じている。各自治体の財政が逼迫し、その多くはいかにして立て直しを図り、健全財政にするか苦慮しているのが現状である。本市は、720万人の観光客と数多くの歴史的文化遺産に恵まれており、この宝を生かして将来に向けた安定財源を確保していくべきと考える。市長は、観光産業の活性化のため「宿泊施設の誘致」を明言された。では今現在、具体的な候補地があるのか、その計画内容について伺う。</p>
3	原田久美子 (1)	<p>1. 外郭団体の運営・管理について</p> <p>指定管理者制度を導入された外郭団体の経営について、市長はどのように指示、提示されて管理、運営されているのか伺う。</p> <p>2. 太宰府館の管理運営状況について</p> <p>(1) 太宰府市地域活性化複合施設として平成16年の9月1日から市の直営で運営開始され3年が過ぎた。今現在、地域の振興、活性化につながっているのか伺う。</p> <p>(2) 現状と今後の見通しを含め、外郭団体、第三セクター、民間などに経営を委託される考えはないか伺う。</p>
		<p>1. 観光産業の振興と史跡地の有効活用について</p> <p>本市への来訪者は年間700万人とも言われるが、そのほとんどが</p>

4	中 林 宗 樹 (8)	通過型であり、太宰府天満宮及び九州国立博物館が中心となっている。他の史跡地への回遊性についての取り組みと、史跡地の有効活用として史跡地（重要史跡地を除く）内へ車の乗り入れができないか伺う。
5	清 水 章 一 (13)	<p>1. まちづくりについて</p> <p>(1) 協働のまちづくりについて 「地域コミュニティ」推進プロジェクトを総合計画に掲げてまちづくりを行っているが今後の進め方について伺う。</p> <p>(2) 滞在型観光について サイン整備等の充実について伺う。</p> <p>(3) 歳入確保のための市有地の有効活用について 例えば、正月は交通渋滞を解消するために一部市有地を無料開放しているが、それを有料にするなど、何らかの歳入確保の方法はないか伺う。</p> <p>(4) 通古賀、吉松東、国分川原地区について 組合施行で区画整理事業が進み新たな“まち”が生まれようとしている。 しかし、市民は何ができるのか知らない人が多い。市広報等に掲載することはできないか。</p>
6	門 田 直 樹 (9)	<p>1. 暴力追放における本市の取り組みについて 暴力団抗争の激化を受け、暴力団組員の市営住宅への入居や公的施設の使用を制限する動きが広がっている。 本市における組織暴力への対策と取り組みについて伺う。</p> <p>(1) 市内の暴力団関係者の実態について</p> <p>(2) 入居や使用に関し条例改正の予定は</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番 原 田 久美子 議員	2番 藤 井 雅 之 議員
3番 長谷川 公 成 議員	4番 渡 邊 美 穂 議員
5番 後 藤 邦 晴 議員	6番 力 丸 義 行 議員
7番 橋 本 健 議員	8番 中 林 宗 樹 議員
9番 門 田 直 樹 議員	10番 小 柳 道 枝 議員
11番 安 部 啓 治 議員	12番 大 田 勝 義 議員
13番 清 水 章 一 議員	14番 安 部 陽 議員
15番 佐 伯 修 議員	16番 村 山 弘 行 議員
17番 田 川 武 茂 議員	18番 福 廣 和 美 議員
19番 武 藤 哲 志 議員	20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
教育長	關敏治	総務部長	石橋正直
協働のまち 推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡勉
健康福祉部長	松永栄人	子育て支援 担当部長	村尾昭子
建設経済部長	富田譲	会計管理者併 上下水道部長	古川泰博
教育部長	松田幸夫	監査委員事務局長	木村洋
総務・情報課長	木村甚治	経営企画課長	今泉憲治
管財課長	轟満	協働のまち 推進課長	大藪勝一
市民課長	武藤三郎	福祉課長	新納照文
都市計画課長	神原稔	建設課長	大内田博
観光・産業課長	山田純裕	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄	生涯学習課長	藤幸二郎
中央公民館長 兼市民図書館長	吉鹿豊重	文化財課長	齋藤廣之
観光・産業課参事 兼太宰府館長	木村和美		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	浅井武
書記	花田敏浩		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問を行わせていただきます。

まず、長浦台の一丁目4番、5番、7番付近における変則五差路に対しての信号機の設置についてでございます。この件につきましては、平成14年9月議会でも質問を行わせていただきましたが、具体的にまだ設置まで至っておりません。近年、この周辺は、大佐野・向佐野線の開通や、あるいは住宅の建ち込みなどによりまして大変交通量が増えてきておるところであります。また、平田方面から長浦台方面に来る変則五差路の付近では非常に緩やかなカーブになっておりますが、ここを曲がり切れずに近くにあります酒屋さんに車が突っ込む事故なども過去数回発生をしておるわけでありまして、したがって、地元住民の皆さん方の多くの声は、ぜひとも一日も早くこの変則五差路に対する信号機の設置を関係機関に働きかけるよう求められておりますが、これまでも何度となく質問をいたしてきておりますが、以降の経過並びに対応をお伺いするものであります。

次に、大佐野・向佐野線が平成12年に開通をしたというふうに思いますが、開通して以来、筑紫野方面よりこの道路を利用する車がこれまた大変多くなっておりまして、これから上ってきた車が西校前の交差点で突き当たりまして、これを左折してすぐ右折をし、青葉台団地へ抜ける車が、いわゆる長浦台、青葉台団地がバイパスがわりになっておるわけでございます。通勤・通学時間は、通称県道5号線の長浦台入り口信号、牧のうどんの近くでございますが、そこから西校前交差点までの間、渋滞をし、車が数珠つなぎになっております。そこに大佐野・向佐野線から来た車が左折をし、すぐ右折をする、こういうことで、車が身動きできないような状態になっておりまして、その間を子供たちは通学をしているわけでありまして、したがって、ぜひとも西校前交差点から青葉台団地へ抜ける道を時間帯を設けて進入禁止にしてほし

い、こういう要請も、これもまた平成14年9月議会でも取り上げておりますが、その後の経過と見解をお伺いするものでございます。

次に、今後の職員採用についてお伺いをいたします。

直近の新規採用は平成16年4月に行われていたというふうに思いますが、以降、平成20年まで採用がない、こういう見通しであります。ただし、平成20年4月には保健師さんの1名はあるというふうにお伺いしておりますが、しかしながら計画的な採用というものがわかりません。いわゆる団塊の世代と言われる人たちが今後大量退職時代を迎えるに当たりまして、具体的な職員採用計画がないといけないというふうに思いますが、その具体的計画があれば出していただきたいというふうに思います。

また、職員定数は当然条例で決めているわけでありますから、その計画性について、将来の見込みなど、事前に議会にも前広く明らかにすべきであるというふうに思いますが、見解を求めるわけでございます。

以下、再質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

回答につきましては項目ごとをお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） それでは、ご回答申し上げます。

まず、信号機設置の件でございます。

この変則五差路の信号機設置につきましては、現在青葉台から長浦台に通じるバス路線で、まほろば号、それから西鉄バス路線でございます。近年、佐野土地区画整理事業も完了いたしまして、交通量も多く、児童・生徒の通学路になっております。この交差点は、長浦台6号、これが幹線でございます。牧のうどんからずっと上がってきた路線でございます。それから、長浦台48号、これは下の公民館の方から上がってくる道になります。長浦台49号がその米屋さんの方に上がる道でございます、その安全面の必要性を含めて、筑紫野警察署へ要望を提出いたしておるところでございます。毎年、県内より、また市内より多数の要望があるために設置に至っていないという状況でございます。今後とも強く要望してまいる所存でございます。

また、時間帯の一方通行の設置でございますけれども、これは青葉台62号線でございます、このことにつきましても、通勤時間帯に交通需要も多く、児童・生徒の通学路でございます。地元協議をいたしまして、早急に筑紫野警察署に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 何度となく地元の区長さんあたりからも、この変則五差路に対する信号機の設置については随分要望がかつても上がってきていたというふうに思っております。特に平田方面からの車が随分増えてきておりますし、先ほども申し上げましたように、いわゆるこの牧のうどんからの車が、どうかしますともう西校前交差点よりも、もう変則五差路近くま

で渋滞があるということで、部長も通勤はあそこを利用されているようでありますから、実態についてはよくおわかりというふうに思いますが。

で、どうしても数珠つなぎになっておりますから、大佐野・向佐野線から上がってきて、西校前交差点を左折しようとしたら、左折できないわけですね、数珠つなぎになっていきますから。したがって、ここ、もう車が身動きできないようなところを、子供たちは車と車の間を通過して学校に行くということでございます。もう最近も、他市で、登校する子供たちに車が突っ込んでいって、事故が発生するというようなことも起きておるわけでございますから、これはもう事故が起きてからというよりも、事前にぜひともこの信号機の設置についてもお願いをしておきたいと思えます。信号機の設置については、なかなか簡単にいかないということは承知をしております。筑紫野警察署管内の中でも、1市で1基か2基しかできないというような状況であるということも承知をしておりますが、危険度あるいはこの車の量の問題などもぜひとも警察の方をお願いをして、信号機の設置を強く求めておきたいというふうに思えます。

それから、一方通行の件につきまして、これも平成14年に一般質問をさせていただいたときには、かなり前向きで、ややもう早急にできるのかなという回答をいただいたような感じがしますが、以来まだ、5年近くになります、いまだにまだ一方通行になっておりません。これは、目安として大体どれくらいぐらいにはできるのかなという感じをしますが、今から始めて計算どおりにいかれるわけじゃないと思えます。かっでも相談をされてきているんじゃないかというふうに思いますが、今の部長の感触というか、どれくらいまでに目安ができそうだなというのがあれば少しお聞かせいただきたいというふうに思えます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 基本的に、そういう回答をしておきながら、経過等、そういうものを伝えなかったということは申しわけなく思っておりますが、ここに出ておりますところの関係区、一つは長浦台区と、その一方通行の方は青葉台区の行政境ということもあるようでございますし、またちょっと向佐野区は、ほんの端っこですけれども入っておるような気がいたしますので、そこら辺も、一方通行にするという部分でございまして、ひとつ協議もしていきたいというふうに思っております。いつまでということでご回答はできませんけれども、まず今年じゅうには警察の方に何らかそういう打診をしたいというふうに思っております。

一方通行等は、地元協議、そういうものが整いますと、警察の方も早い段階でのそういう許可ですかね、そういうものがおると聞いておりますので、早急に地元の方を固めてから対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） この場合の一方通行は、団地の方から牧のうどんの方に抜ける分については、これは可として、向こうから上がってきた分を進入禁止にしてほしいということで、青葉台区や長浦台区の方たちがいわゆる小学校の前に出る分については支障はないわ

けですね。したがって、地元の方たちが通勤やらに、あるいは日常生活に、一方通行の時間帯がどうなるかわかりませんが、基本的に7時から9時までぐらいかなというふうに思いますけども、通勤時間帯で、そんなに大きく支障があるというふうには思いません。したがって、ぜひとも早急に、信号機の設置も、同時に時間帯における進入禁止については、地元と協議をしていただいて、割と合意はスムーズに行くのではなかろうかというふうに割と私は楽観視しておりますけども、ぜひですね、地元協議を速やかにしていただいて、年内にでも警察の方に話をさせていただきたい。4月から新入生がまた入ってくるわけでありますから、私たち交通指導員としても、小学生の低学年における横断歩道の渡り方あるいは自転車の乗り方なども、7小学校交通指導員で安全教室をしておるわけですけども、そういうものを、予想外の事故が発生することが最近の状況でございますので、ぜひとも一方通行の早期の実施、それから信号機の設置についてもぜひともよろしくご尽力を賜りますようお願いをして、この項については終わりたいと思います。

次の方、よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご質問の今後の職員採用についてお答えいたします。

職員の採用につきましては、第三次定員適正化計画に基づいて行っていくことを基本として考えております。

次年度以降、職員の大量退職が見込まれるところですが、再任用制度との関係もございますので、新規採用の具体的な人数をここで明確にお答えすることはできない状況にあります。最低限必要となる人員の確保には努めていきたいという考えでございます。

現在の職員数につきましては、再任用職員を除き358名となっておりますが、本年度の定年退職職員の数は9名、来年度保健師1名を採用する予定としておりますので、来年4月には350人に達する見込みでございます。

また、この後の定年退職の数は、平成20年度で17名、平成21年度で13名と、今までに比べて大幅になってまいります。本年10月1日付で実施しました行政機構改革では組織の統廃合を行っておりますが、こういった団塊世代の大量退職等を踏まえまして、段階的組織見直しの第一歩として位置づけをしているものであります。

今後とも計画的に組織の見直しを行いながら、部課及び係の統合を図りまして、国が示します職員純減の指針に沿って鋭意努力していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今年の6月の市長の施政方針演説に対する質問の中で、やっぱり採用に当たっては計画性を立てて、そして採用をしていく必要があるというふうに市長は答弁をされております。もちろん当然というふうに思いますが、その具体的な計画というものを私は明らかにしていかなきゃならんのじゃなかろうかというふうに思うんですね。今総務部長が言われましたように、今から大量退職が出てくるわけございまして、今の部長のお考えでは、再

任用を外して350名というふうな話ですけれども、職員の定数というものです、条例の中で定めてある部分の定数と現員数、これはどういうふうになっていますか、現在。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 職員定数は392名でございます。

（16番村山弘行議員「現員数」と呼ぶ）

○総務部長（石橋正直） 先ほど申しましたように、358名。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ちょっと定数だとか、いろんな給与をも含めて、これらは条例で決められているというふうに思いますが、どうですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 職員定数につきましては、上限を定めているところでございますので、それを上回ることはできないというふうに理解いたしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 副市長が総務部長のときのご回答でいきますと、いわゆるこの集中改革プランの、これ昨年の12月の片井議員の質問の中で、大量退職を迎えていく中で、1人の、高齢者という言い方は失礼ですけども、60歳に近い方たちの単価が非常に高いと。したがって、退職をされた人たちを、その半分を採用をしていくだけで相当人件費は下がってくると。そりゃまあ計算的にはそうではありますが、そうありますけれども、例えば平成23年には、累計でいきますと66名程度の定年退職が出るというふうに思われます。これは定年退職ですから、ひょっとすりゃ二、三人若年の方が、いろんな事情で退職をされるという方が10名でももしあれば76名ぐらいになると。で、それを半分程度で採用すれば金額的には随分安くなるという、金額的な部分はそうかもしれませんが、人間からいきますと、定数からすると、66名でありますと随分少のうございます。あるいは、平成26年までには122名程度の定年退職が発生をすると。そんなに一遍に採用などというのは、この残されました今から六、七年間のうちで122名も採用などというものは、当然執行部の中に、頭がないというふうに思いますが、しかし残された職員の人たちの業務量などというものから判断して、これは、定数は頭打ちだからそれ以内ならいいということになりますけども、再任用だとか、嘱託だとか、臨時職員などで穴埋めをしていって、職員の定数以内であればいいということには私はならんのかならうかというふうに思うんですね。やっぱり、そこは職員として置いとく必要のある部分というのは当然置かなきゃならんというふうに思うんです。簡単に、半分ぐらい採用すれば単価が安くなるからというふうに言われますと、これは残された職員たちの精神的な、あるいは物理的な負担というものは非常に大きくなると思うんです。

他市では、計画性を持って、前倒しなら前倒しで、その計画性を持って採用していている市もあるわけですが、そういうふうに前倒してでも、確実にやめるのはやめるわけですから、定年退職としては、平成26年までには122名の方がやめられていくという一応数は、もう数字

は出ているわけですから、これらを踏まえて、一定もうこの4年間、平成16年4月が直近の採用というふうに思うんですね。で、平成20年まで採用はないと、先ほど言いましたように、保健師さんは別にしまして。ですから、これらはもう計画的に採用をしていくという部分も、やっぱり私どもの方に一定明らかにしていくというようなことができないのかどうなのか、再度お伺いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 定員適正化計画はきちんとしたものをつくっております。しかし、その定員計画を策定するときから状況がやはり変わってきておまして、1つは人権センターの民間委託、それから都府楼保育所の民間移譲、そういうことで非常に職員の配置がえがっております。そういうものの想定のもとに定員計画はつくっておりませんので、そういうものから採用職員の必要性が今までなかったということでございまして、今後そういう大量退職に向けましては、再任用職員の希望もとらなければいけないというふうに考えておりますが、そういうものを見ながら、定員適正化計画に沿って進めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 総務省の、これまで、昨年12月の議会の中で、片井議員さんのご質問の中でも出ていたと思うんですが、集中改革プランに対する自治体、市町村の計画を出せという通達が事務次官達で出ていたと思うんですね。これに対する回答は本市はされておりますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 総務省の方からの通達で出すように指示があつておれば出しておっております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） この通達の中身は、これは総務省が出しているわけですから、いわゆるこの適正化へ向けてもっと努力をなささいという通達ですね、地方分権に基づいて。で、これを求められているから出しているだろうということで、これはもう、この間私ども、視察で市町村アカデミーに勉強に行ったときに、千葉県の我孫子市と島根県だけが出してないということですから、他の市町村は全部出しておるということですから、当然太宰府市も出していると思いますが、これ4.6%ぐらいの減を出して出されていると思うんですよ、定数についてはね。これが出されて、計画性を出されておるならば、総務省に出されておるなら、うちの方にも、議会にも、大体こういうふうな採用計画というものが出せませんか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今年の2月1日号の市政だよりで、定員適正化計画の年次別進捗状況の概要ということで市民に通知をしまして、目標年度であります平成22年度の職員定数を350人とし、基準年度から6.9%の削減を行う予定ですということを書いております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 定数を350人にするということは、定数を改正するということですか、条例を。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 定数以内で職員を定めてますので、定数についてはその必要になったときに変更するというので進めていきたいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 必要な削減、お金も、あるいはいろんな部分ですね、減額したり、あるいは見直したり、あるいは機構改革ということで、市長のいわゆるよく費用対効果といいますかね、これは当然考えなきゃいかんというふうに思う、財政厳しい状況ですから。しかし、配置をしなきゃいけない数というのは配置をしていかなきゃいかんというふうに思います。これは見解がいろいろあると思いますけども、近隣の市あるいは類団と比較して、本市の職員は非常に僕は少ないというふうに思うんです。これは、少ないを評価する人もおりましょう。しかし、これはちょっと少な過ぎるんじゃないかというご意見、人間を配置しなきゃいけない部分は配置しなきゃいかん、そういうものを含めて適正化というふうに言われていると思いますけども。

私は、平成26年まで122名もの定年退職者が出てくるという現状は、これはもう昨日今日わかったわけではありません、もう相当前からわかっているわけです。ただ僕は、もう非常に、こんなことで、こんな感覚で職員採用をやられているということに対して、ちょっと、少し軽く職員定数を思われているんじゃないかなというのが、さきの議会での当時の総務部長の答弁なんです。このまま30人、40人やめていくと、そしてこの半分程度採用しておけば人件費はごっと安くなると、こういう回答があっているわけですね。そりゃ金の勘定だけでいけばそうかもしれませんが、30人で仕事をしていた分を15人しか採用しない、あるいは40人やめたところを20人採用すればそれで随分人件費が安くなると。もっと言うなら、40人やめて40人採用しても、初任給と退職前の給料は随分違うわけですから。残された人たちの精神的な、物理的な、あるいは仕事の処理の問題などなどを勘案したときに、やはり退職者数に見合うような採用というものを、100%とはなかなかいかんでしょう、それは再任用であってみたい、いろんなこともありましょうけれども、正規の職員というものを最低部分確保していかないと、私は組織機構上非常にいびつな形になりますよという話を6月議会でしたはず。それは、私の経験からして、国鉄からJRになるとき、10年間採用されなかったから、全く疑似するわけじゃないけど、国鉄の場合は技術の継承というのが発生するので、やはり年次計画的に採用していく必要があるというふうに訴えました。そういう意味で、私は、他市同様、今後来年度からの採用計画というものを計画的に採用していくという計画を出していくべきじゃないかというふうに思います。

条例などにつきましては、当然この議会の中で決定をしていくわけですから、その採用計画等についても、それは執行権の範疇と言われるかもしれませんが、最終的には議会の中

で、例えば定数を扱うなどということになれば議会の判断が出てくるわけですから、採用計画についても前広に明らかにしていくべきだというふうに思いますが、再度お伺いします、採用計画の具体的な中身について明らかにする気はありませんか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私の以前の答弁が引用されておりますが、恐らくそれは財政的な計画の面で言ったかと思えます。職員の採用についてでございますけども、基本的に本庁、事務をつかさどっている本庁ですね、施設を除いた本庁の人員がどうなっているかといいますと、ここに資料がありますのは、平成14年では314名、で平成19年ではそれが299名ということで、15人の減ということになってます。かなり職員全体としては少のうございますけども、例えば人権センターに7名職員がいたのが、委託で今ゼロになっている。それから、区画整理事務所に14名いたのが、現在では約3人で対応をしている。保育所の委託もございました。それを本庁の事務に回しておりますので、見た目ほどは多くは減になってない。十何名減ってますから、かなり減ってはおりますけども、そういうことでございます。

しかし、今後は大幅な大量退職になっていることを考えますと、それをそのまま職員数で入れますと、平均化するという状況からは、やはり波が出てまいりますので、それを平均化しながら進めていきたいという思いがございまして、半分程度ぐらいの採用だろうなというふうな想像をした中での回答であると思えます。

しかし、3年も4年も採用をしないということは、これまた職員のいびつ、ご指摘のとおり、そういうふうないびつな構造になりますので、そういう点も含めながら、職員の年齢構成がそうならないような採用計画、採用の応募の年の引き上げ等も行ってまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今回組織改正をしながら職員数を減らす、これについては、やはり今経常収支比率が非常に高うございますので、まず職員人件費、あるいは公債費がこの経常収支比率を上げている大きな要因になっておりますので、職員が仕事をしやすいように今回は組織を改正しました。ごらんのとおり、理事者側は以前はいっぱいございましたけども、席が減るような形で組織改正もして、職員に負担が余りないような形でもやっていこうという考えを持っております。

それから、非常に不確定要素なのは、再任用の数が、百何十名退職するということは、すべてこれが再任用されるとは考えておりませんが、私ども、来年退職する職員については4年間の再任用期間でございます。それをずっと累計していきますと、もし全員がされるとなると77人ぐらいの職員が再任用すると。その辺が非常に見込みが難しゅうございますので、それも含めて、半分程度ぐらいの職員の採用も考えなきゃいけないのかなという思いで一たん進めてございます。

いずれにしましても、基本的な職員の採用の数についてはやはり持っておかなければいけないと思っておりますので、来年の1月、2月にかけて事務量調査を本格的にやりまして、その中で明

らかにして、皆さんにお示しする数字ができるのかなというふうに思っていますので、その時点では皆さんにご報告を申し上げたい、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 制度やから仕方がないと言えば仕方がないんでしょうけども、例えば今副市長のご答弁の中で、例えば百数十名、120人なら120人やめると。再任用なども勘案して、例えば半数ぐらいの採用と。ところが、再任用の方たちは週に3日でしょう、出勤してこられるのは。そうしますとね、仕事の転びぐあいだとか、進みぐあいの中で、どうしてもうまくいかない。明日来るかどうか、基本的に飛び飛びでしょうからね、週に3日ぐらいでしょうから、出勤されるのは。そういう意味で、この再任用で半分、例えば100人やめると、100人やめてそのうち50人程度再任用で来るとすると。だから、例えば50人程度の新採をする、仮の話ですね。しかし、この50人の再任用の人たちは毎日に来ないわけですね。そうすると、新採の50人だけじゃないんですけども、他の職員にもその部分の負担もかかってくる。それは、汗をかき、1人が3人分の仕事と言われて頑張っていこうという、費用対効果の面でいけばそうかもしれないけれども、現実には仕事にかかわる職員の部分というものは負担としてかかってくるというふうに思います。

だから、これは、再任用は再任用としてありましようけども、やはり正職という部分の採用も、僕はやっぱりこの4年間採用がなかったということにしても大きい問題と思います。やはり少なくとも、確実に一定程度の採用は僕はしておくべきじゃなかったらうかなと思います。これはもう過ぎたことですから、あと平成20年度以降の具体的な職員採用を私はここでやっぱり、議会の中に明らかにしてもらいたいなというふうに思いますが、先ほど副市長は、そういう時点では明らかにしていこうということですが、基本は定数というものは、これまでぐらい、いうよりはもっと、私に言わせりゃ、この人数が必要ということで僕は定数は決められているんじゃないかという認識をしているんですね。そんなに要らんなら定数は減らせばいいんやから。だから、本来は定数の数だけ現員もおるべきだというのが、私はそういうふうに思います。

例えばで申しわけないけども、特別職と一般職の違いがありましようけどもね、市長さんがもしおられんようになったときにはすぐ補欠選挙が始まるわけですよ。1人欠ければ、議員の場合は1人では補欠選挙ありませんけどですね。その公選法で何名以上欠けたら補欠選挙というのがあります。職員も欠けたらですね、やっぱりあと補充をしていく、あるいは計画的にあと補充をしていく、そういう計画を出していかないと、残された職員さんの精神的な、あるいは肉体的なとか、物理的な負担というのが大きくなっていくというふうに思います。そういう意味では、ぜひ計画的に職員を採用していただきたいというふうに思います。

市長に最後にお伺いしますが、平成20年度以降の具体的な職員採用についての方向性あるいは定数というものに対する考え方についてご見解を求めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま、職員採用の平成21年度以降をどうするのかというふうなことについてのご質問がございました。私の、太宰府市、「がんばってます、市長です」というふうな中におきまして、職員との昼食会もいたしました。そんな中におきまして、職員の意見も聞いております。その中でも私の所感を述べております。平成21年度以降等については、大量にはならないけれども、計画的な採用等については踏み切るというふうなことを伝えております。

ただいま副市長あるいは総務部長の方から説明を行いましたけれども、今職員の条例定数と、それから現員数との三十数名ほどの開きがございますのは、これも説明しましたけれども、従来から外部委託を進めてきたというふうなことから、その余剰人員については事務に転用しておるといふふうなことがございます。実質的な本庁職員のそういった仕事に支障があるというふうなことについては、全然ではありませんけれども、補充をしておりますので、それが私は自治経営だといふふうな思っております。副市長も申し上げましたように、経常収支比率の中におきましては人件費が高いわけがございますので、それをいかに、職員が一人二役、生産性を高めていくかというふうなこと、それには事務の内容を見直していくと、今までがこうだったからこういうふうにするというふうなことではなくて、進化をしていくというふうなことが大事だといふふうな思っております。あわせて、次意欲がわくような、やはりそういった後輩がそこに採用されるということ、そのことによって自分が後輩を教えることによって、また自分も伸びていくというふうなこともありますので、平成21年度以降等については、最小限の事務量調査を見ながら、採用等については踏み切っていきたいというふうな思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 具体的な数字が出ないのは残念であります。今地方分権が叫ばれて久しいわけですが、地方分権というものの基本的な考え方というのは、これは地域の行政と市民がより近くなる、そして市民の意向を自治体がより受けやすくする、住民の意見、意思が行政に反映されやすい、そういうものが本来の地方分権の趣旨というふうに思います。で、その住民の代表は私ども議会であります。定数やら、あるいは給与水準、事務事業などのすべては、最終決定は議会で承認を、予算も含めてするわけであります。したがって、私はできるだけ前広に、職員の問題、採用の問題についても、執行権の範疇ではあるかもしれんけれども、定数などを議論するのは、最終判断は議会でするわけでありますから、ぜひとも前広に、今後も採用に当たって、あるいは方向性についても、あるいは計画性についても、議会の方に前広に説明をしていただく、あるいは相談をしていただくということをぜひともお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目について質問させていただきます。

項目は、安定財源確保の最善策についての質問です。

合併により一時的に財源を安定させた自治体もありますが、平成の大合併は、平成11年4月に市町村合併の特例に関する改正法が施行され、同年8月、総務省において、市町村の合併の推進についての指針策定によって合併に拍車がかかりました。

ここで、市町村の変遷に触れさせていただきますと、合併は今に始まったことではなく、明治維新で近代国家として歩み始めた日本は、中央集権国家確立のため、各自治体の行政能力の向上を図る目的で、江戸時代の集落をもとに整備されました。明治の大合併は明治22年12月に行われ、当時7万1,314の町村が、5分の1の1万5,859市町村になりました。その後、昭和28年10月、町村合併促進法という3カ年の時限立法の施行により昭和の大合併を行い、人口8,000人以上を町村の適正規模とした結果、3,975の市町村となりました。さらに、引き続き合併の推進は継続になり、昭和40年4月には、市町村合併の特例に関する法律で自主的な市町村合併に対する支援措置が規定されました。市への編入合併や人口増などで市制へ移行し、平成11年3月末の時点で3,232の市町村数でしたが、今回の平成大合併で、現在44.3%減の1,798市町村となり、来年7月1日には738の市と812の町、193の村で計1,788の市町村になる予定であります。市町村合併の背景には、地方分権を推進することにより、自己決定、自己責任といった行政システムを確立し、少子・高齢化が進む中、ある程度の人口を集積させ、市町村の行政サービスの水準を確保すること、また国、地方ともに、より一層簡素で効率的な財政運営が求められ、行政改革を推進して各自治体の行政基盤を強化するというねらいがあります。

合併後10カ年は合併特例債などで補償されても、財政規模が大きくなった分、市民の生活圏も拡大し、交通網の整備や行政サービスの広域的な対応が求められ、様々な課題が出てくることは間違いありません。

次に、国から地方への補助金を減らしてむだ遣いをなくそうというのが三位一体改革。地方みずからの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、簡素で効率的な行政運営を目的とした地方財政の樹立を促そうといったこの三位一体改革の影響で、市税などの歳入だけでは財源が確保できず、基金の取り崩しにより何とか予算を編成するといった自治体も多いはずですが。こういった地方のスリム化と分権化の推進により地域経済が疲弊し、地域間格差が出てきているのも事実です。特に地方交付税の削減で自治体の財政が逼迫し、その多くはいかにして立て直しを図り、健全な財政にするか苦慮しているのが現状でありましょう。これからは、自主財源確保のために、地域のカラーを生かし、地域の英知を集め、経済の活性化を図っていくことが緊急課題だと考えます。

本市は、国博効果によって730万人の観光客と数多くの歴史的文化遺産に恵まれており、この宝を生かして、将来に向けた安定財源を確保していくべきではないでしょうか。

質問いたします。

市長は、観光産業活性化のため宿泊施設の誘致を言明されました。では、今現在具体的な候補地があるのか、その計画内容についてお聞かせください。

以上、この項目につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいまのご質問に対しましてご回答を申し上げます。

太宰府市第四次総合計画後期基本計画の中で、宿泊施設の誘致及び市内回遊の環境整備を掲げております。このことは、市内の豊富な観光資源を楽しく、あるいはゆっくり回遊できるような滞在型観光にシフトする観点から、宿泊施設を誘致し、本市の観光産業の振興を図り、経済の活性化に結びつけることが大変重要なことだと考えておるわけでございます。過去におきましても、宿泊施設の誘致あるいは建設につきましてはご意見をいただいております、検討をしてきた経緯がございます。このようなことを踏まえ、今回議会において、太宰府市ホテル等設置奨励条例の制定につきましてご提案をさせていただいておりますけれども、今後とも誘致には努力してまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今ご答弁いただきましたけれども、具体的な誘致の候補地というか、こういうのはあるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 以前にも、これは内山地域のところの調整区域でございますけれども、豆塚山のところがございますとか、あるいは都市高速九州縦貫道のインターチェンジの付近でありますとか、いろいろな要請、要望あるいは営業が市の方にもそういった情報が入ってきており、あるいは説明がなされて、受けておった経緯はございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。先ほどもちょっとご答弁の中で出ました、今回建設経済常任委員会に付託されております太宰府市ホテル等設置奨励条例、これは新規の宿泊施設誘致に意欲的に取り組もうとする執行部のやる気というものを非常に感じたわけですが、よくよく聞いてみますと、どうもそうではなくて、国民年金健康保養センターから経営権が変わった民間経営のホテル、グランティア太宰府ですか、これにちょっと照準を合わせたような気がしております。

上程されましたその条例の第5条に「市長は奨励事業者にホテル等設置奨励金を予算の範囲内で交付することができる」とあります。事業者が申請し、指定されれば、奨励金を出すということなんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 設置条例の中で、まず第2条に定義というのがございまして、そこ

に該当する、ホテル等旅館業法等にまず該当する、そして新設、増設、それから投下固定資産総額ということの中で、そういう条件に当てはまったときに、第5条で奨励金の交付を市長が予算の範囲内であることができるということをそこで申し上げておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ちょっと、まだまだちょっとお聞きしたいんですけども、このホテルグランティア太宰府については、また後ほどちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、自主財源の確保をどうするのかということで、6月議会でどんな努力をなさっているのかお尋ねをしましたところ、まず1番大きな歳入としましては、歴史と文化の環境税、ほかに市政だより、ホームページ、まほろば号、それから封筒類の広告収入や8カ所の自販機と太宰府のなごみパンの包装の寄附金収入、そしてごみ袋の広告など、これを合わせまして計約600万円ほどの収入があるということございまして、あれから5カ月ほど経過しておりますけれども、また新たに歳入といいますか、収入になるような何か努力はされたのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市長の選挙マニフェストにもございましたように、収入減となる、収入を増やすために市民に提言してもらうということで、元気でがんばる太宰府委員会なるものをつくるというようなことがございまして、早速がんばる太宰府応援団という組織を編成させていただいて、提案をいただいております。その一つに、公有地の未利用地で、駐車場として活用することが収入の増につながるというような提言を受けてまして、早速その場所の選定を行っております。可能な限り、平成20年度の当初予算に収入として上げていきたいというふうに考えております。

それから、直接の収入ではございませんけども、市民便利帳を民間の会社が民間から広告料を取って制作するというので、無償で制作、市が必要とする部数を制作するという協定も既に結んでおります。

また、それにあわせて、ごみの持ち出しカレンダー、子育てカレンダーも同時に無償で作成させていただいて、合わせますと約300万円の印刷製本費の削減につながっているということになっております。

また、たばこ税の増収を市長も非常に力を入れていこうということでございまして、新たなホテルあるいは娯楽施設等が建設される予定をいち早く察知いたしまして、特定小売販売業の許可をとっていただくとか、市内のたばこ販売業者から仕入れていただくなど、そういう行動を起こしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私もよくたばこ吸う方ですから、若干は貢献はしているかなと思っております。

公有地の売却、財源確保している自治体もあるようですけれども、本市も、今回12月の広報

紙で、市の所有売却の公募が掲載されておりました。たしか5物件、5つの物件でしたよね。もしこれが完売すれば4,700万円ぐらいの収入になると思いますけれども、現在のところ、管財課に申し込みがあっているかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 公有地の販売は今回が初めてではございませんで、販売できる公有地があれば販売をしてきております。今回公有地の購買の広報を出しましたのは、ご質問のとおり5件でございます、購買額の合計が4,760万円ということになっております。

受け付け期間が、12月7日から翌年2月29日までといたしておりますが、電話などの問い合わせはあっておりますものの、申し込みは12月11日現在、あっておりません。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） はい、わかりました。どこの自治体も、こういう財政事情が非常に悪化している現在、財源確保のためにいろんな努力をされているわけですね。やはり地元企業の活性化を図る目的で、公共物への広告掲載、これが一番多いようです。シャープの液晶テレビ「アクオス」の亀山モデルで有名な三重県の亀山市、ここでは、市税、これの滞納を、徴収体制を強化して成果を上げるというふうなことをやっておりますので、ぜひこれも参考にさせていただければなと思っております。

先ほどの第四次総合計画基本計画の中にですね、観光宣伝と情報発信として、観光協会と連携をとりながら、県外、海外へ向けた観光宣伝を行いますというふうにあります。それはインターネットのホームページのほかにもどんな媒体を利用されているのかお尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 今のご質問でございますが、観光パンフレットやイベント情報等の印刷物をまず市内の公共施設、それから太宰府天満宮、九州国立博物館、それから福岡市の観光案内所、これは博多駅、天神、空港、港、それからアクロス福岡、シーホークホテル、さらには福岡県、福岡市の東京の方の事務所そういうところに常時配置してもらっているところでございます。

そのほかに、全国の旅行者や個人には、依頼がある都度発送しておるということでございます。

そのほか、行政や旅行関係者で組織いたします県の観光連盟等の団体に取り組んでいる県外の旅行者や学校への直接訪問をしてのPR活動も行っておるということですでございます。

ちなみに、平成18年度に策定いたしました観光パンフレットは、日本語版16万部、それから韓国版3万部、イベント情報として月に3,000部そういうものを用意しておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私も観光協会のホームページをちょっと拝見しましたんですが、史跡の

紹介、そして今ご答弁にありましたその韓国版、英語版、それからイベント情報、歴史発見マップ、散策マップ、交通ガイドなど、わかりやすくまとめてありまして、非常に感心したわけです。昨日の市長の答弁の中にありました全国旅行業協会ですか、こういったところの積極的な活用や、それから県挙げてのプロモーションなどの広がりをこれからも期待しております。ぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

市の観光・産業課にですね、宿泊、こういった問い合わせが、ほかにもいろんな問い合わせがあると思いますけれども、こういった問い合わせが多いのか、参考までにちょっとお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 観光・産業課、太宰府館の方ですから、そこに行政の方にある部分で九州国立博物館に関すること、これは行き方とか場所、開館時間等、そういうことの問い合わせがあると。それから、宿泊施設、それから食事どころ、紅葉とか梅、桜、そういう情報の問い合わせがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 九州国立博物館に関するのが圧倒的に多いだろうというのは予想してありましたけれども、ここにですね、クーポン券つきの太宰府の本ということでガイド本があるんですね。ガイド本を製作されております。これ、非常にですね、四季折々の太宰府の歴史、それから史跡の重みが伝わってくるような写真の取り方とか記事の内容、編集が非常にすばらしいなというこういう冊子でございますけれども、1部100円で販売されているわけですが、たしか2万部製作されたというふうに伺っております。このガイド本の取り扱い先と、それから現在何部ほどこれが販売されたのか、売れたのか、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 改めて私も見させていただきました。本当にわかりやすいと思っておるところでございますが、九州の主要書店85店のほか、関東の書店10店で販売しておるということでございます。また、今言いました太宰府館、観光案内所、天満宮、博物館でも販売を行っておるということでございまして、9月までの売上総数がおおむね4,000冊というところであるということでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） やはりこれ、非常に先ほども言いましたように、もう議員の方もぜひ読んでいただきたいんですが、ぜひ太宰府のPR、よくまとまっておりますのでね、今後コンビニ、こういったところにも積極的に働きかけてぜひ置いていただくようお願いをしたいと思います。

それから、先ほど国立博物館にも置かれているということですが、政庁まつり、それからそ

の他のいろんなイベントがございますよね。中央公民館などでもありますし、ぜひ広範囲にです
すね、もっと販路拡大をしていただきたい。

公共の場ではこれは、1部100円ですけども、売ることはできるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 市役所、観光・産業課の方でも売っておりますし、それから太宰府
館、そういうところでも行政の部分でありますので、博物館、先ほど言いましたようなところ
でも売っておりますので、できるということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 一般市民、まだまだ知らない方が数多くいらっしゃると思いますので
ね、ぜひ校長会とか区長会、こういったものもありますし、ありとあらゆる機会を通じて紹介
をしていただき、太宰府の魅力を伝えていただければなと思っております。

将来、本市の安定財源になるようにですね、仕掛けと仕組みづくりが必要であります。唯一
の温泉宿泊施設ホテルグランティア太宰府さんにもぜひ頑張ってくださいたい。ホテルグラン
ティア太宰府さんが、客室数を増やし、収益を上げていただくことに全く異論はございませ
ん。これが本市の税収につながってまいります。

ここでですね、ホテルグランティア太宰府さんについてクリアされているかどうかちょっと
確認のために二、三ちょっと質問をさせていただきます。

市町村が窓口になります建築確認申請は提出されていると思います。9階建てにされるとい
うことですが、高さ制限は大丈夫なのか。また、自然の中に突出したビルや緑との調和など景
観上の問題はないのかどうかをお伺いいたします。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご質問にご回答いたします。

法的な部分をご質問でございますが、これはすべてクリアされているということでございま  
す。

景観等についてもご質問でございますけども、これは議会全員協議会等でグラフィックデザ  
インでイメージ図をお配りして見ていただきましたけども、これは、窓口の方で色合いとかそ  
ういうものをできるだけ配慮してくださいというようなところで、向こうはプロの方でデザ  
インをされてああいう色合い、形になったと。前建っていた色よりは、自然にマッチするかなあ

というふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ええ。ぜひですね、調和のとれたですね、建設ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。あくまでもこれ、先ほども申しましたようにですね、クリアされているかどうかをちょっと確認させていただくという質問でございます。

もう二点ほど質問させていただきますけれども、平成15年7月19日の集中豪雨による大水害がございました。この地域はですね、四王寺山からの土石流が激しかったのですが、耐震も含め、非常に不安視する方もいらっしゃると思うんですね。この点の対策は大丈夫でしょうか。

（「議長、これ通告外やろう」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 山の特に管理等は県の方でその後相当数の治山、それからそういうものの対策を講じていただいております。で、ホテルグランティア太宰府のところも、入り口から左側ののり面、それから奥の方の部分のところも対策が講じられておるところでございます。私が大丈夫と言い切るわけにはいきませんが、それなりの耐え得る対策、そういう治山事業はされておるといふふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私もちょうと現地に行ってきたんですが、砂防ダムがありましてね、土砂がですね、堆積したところがございますので、その辺の土砂の取っ払いといいますか、もうひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと、周辺住民の方へのはですね、計画、この計画に当たっての説明はなされたのかどうか、最後をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 担当部に確認しましたら、8月9日の日に近隣住民の説明会を実施ということでございます。1回あつているということでございますので、窓口の担当の方は工事のときにももう一度するというようなことでもございましたので、そういうことを実行するように、説明会をするように指導をしておるといふことでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ、これも税金につながりますのでね、周辺の方のことも配慮されてひとつ対策をよろしくお願ひします。

10月中旬にですね、熊本城400年築城記念の全国市議会議長会研究フォーラムがありましてね、初日の講演で小泉元首相の片腕でありました竹中平蔵氏、この方の講演がございました。これからの地域経済の活性化策としてはですね、文化、観光業への、これに力を入れていくこ

とがいただろうと。で、今観光業への従事者、欧米ではですね、10%を超えている。それから、日本はまだまだ6%程度だというお話でありました。これから団塊の世代の退職者がかなり増えてまいります。退職したら何をしたいかと申しますと、やはりこれはもう皆さん、旅、旅行でありましてね、実際においてもこの観光戦略がかなり効果的であるということを断言されました。太宰府市も非常にいろんな条件が整っております。チャンスだと思います。景観条例もそろそろ上程されると思いますけれども、あくまでもこれは太宰府市の歴史を自然の調和を大切にしながら、滞在型観光にシフトした宿泊施設の誘致、こういった点を進めていただきたい。もっと元気ががんばる太宰府委員会で議論されても結構ですけれども、最後に市長にお尋ねしたいんですが、ぜひ観光協会、商工会、それから天満宮も含め、市の観光・産業課、ホテル関係者、有識者、それに市民代表を加えたですね、滞在型観光推進委員会といった組織を立ち上げていただきまして、観光事業基本計画を策定していただき、本腰を入れてアクションを起こしていただきたいというのが私の今回の要望であります。市長にご見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、橋本議員のご提案等々につきましても、私ども行政としての行政課題の一つでもあろうというふうに思っております。私はあらゆる角度から市民の声を聞きながら、この施策の実現に向けて継続して努力していきたいというふうに思っております。そのためには、シンクタンク的ないろんな方々の委員会、附属機関でなくても結構だというふうに思いますので、非公式的なそういった意見を聞く場というようなことについては何らかの形で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしくお願ひいたします。議員になりましてから平成15年、この件はもうずっと申し述べてまいりましたけれども、既に4年を経過しております。私、観光プランとしまして、例えば史跡めぐり1泊コースとか、食べ歩き2泊コース、あるいは九州国立博物館3泊コースなど、こういった滞在型観光によって法人税、市民税、それから固定資産税、入湯税、たばこ税などの税収、こういったものが入ってくるわけです。また、土産店や飲食店などへの経済波及効果というのは、もうこれははかりしれないと思っております。本市の安定した財源確保はこれがベストではないかと思っておる次第でございます。民間事業者のノウハウを活用し、より効率的で効果的な運営が期待できるPFI手法もでございます。奈良に続く大仏さんで有名な鎌倉市ですね、鎌倉市は年間2,000万人の観光客でにぎわうそうですが、宿泊施設も多数あります。関東方面の人々が圧倒的に多いようです。鎌倉市の豊かな歴史に依存した観光振興の基本理念と基本方針を参考にさせていただきますことを切にお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2項目について質問します。

まず1項目めは、指定管理者制度を導入された外郭団体の経営について市長はどのように指示、提示されて管理運営されているか。

まず、本市では10年前に外郭団体の見直しがなされ、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団や財団法人古都大宰府保存協会、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会は市の公共施設の管理運営を委託され、施設使用料はそのまま市の収入になっていたと思います。地方自治法の改正で平成18年4月に指定管理者制度が導入され、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団は13の施設を管理、また太宰府史跡水辺公園、北谷運動公園は一般公募され、太宰府史跡水辺公園は民間企業に管理を行わせることになりました。

平成19年9月1日号の広報紙では、太宰府市体育センター、太宰府歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園の指定管理者が公募され、あと残りの施設も平成19年12月の第4回定例会で指定が提案され、可決されれば、来年の4月から指定管理者による運用が始まります。新しい指定管理者に対し、市長は管理運営の準備を含め、どのような指示をされているのかお伺いいたします。

また、外郭団体の経営について、太宰府市文化スポーツ振興財団を例にして申しますと太宰府市文化スポーツ振興財団の理事長は副市長であり、日常顔も合わせる事が少ないご多忙な身であることから、経営の報告を受けたり、指示、提示することは難しいのではないかと考えますが、各事業所の現場の把握ができているのでしょうか。外郭団体が管理運営する施設であるのに、運営管理状態が行政の組織になっていることは非効率であるということと判断されることが必要だと思います。市長のお考えについてお伺いいたします。

2項目めは、太宰府館の運営状況についてであります。

太宰府市地域活性化複合施設として、平成16年9月1日に開館し、3年が過ぎました。この施設ができたことにより、地域の振興、活性化がどのように進んでいるのでしょうか。太宰府市の直営として運営がなされ、毎月の広報「だざいふ」や太宰府館イベント情報にも掲載しておられるとおり、数多くいろいろなイベントや教室など工夫がなされ、運営されています。設置目的である旅人と市民の交流プラザとして活用されているのか、またこの太宰府館の建物がどこにあるのかさえ知らないといった声や、一度使用したけれども再利用は考えるといったような声が聞かれます。地域住民の声やアンケートを実施するなどいろいろな意見を聞き、運営に反映させることが大切ではないでしょうか。今後の太宰府館の運営について、歳出の徹底した削減を図り、既存事業の再編や地域住民を巻き込んだ協働のまちづくりの統一的な視点に立った検討の時期が来ているのではないかと思います。3年が終わり、4年、5年を迎えるに当たり、地域活性化の一つとして太宰府館を外郭団体や新しい公共、第三セクター、民間委託として経営するお考えはないのか、経営、運営、管理、現状等を含み、積極的に実効性のある答

弁をお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 外郭団体の運営、管理についてご回答申し上げます。

指定管理者に移行した公の施設の管理運営につきましては、所属長を通じまして適宜報告を受けておりまして、必要に応じてまた適切に指示をしておるところでございます。詳細につきましては、担当部長より回答をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 指定管理者への指定後の管理運営についてでございますけれども、新しい指定管理者へ移行する施設につきましては、まず初めに施設の管理に関する協定を締結をいたします。利用者に混乱が生じませんように、事前協議を密に行いながら、スムーズに移行していきたいというふうに考えております。また、新しい指定管理者へ移行しました後は、仕様書に基づきまして毎月の月報を提出させるなど、その進行状況を随時チェックをしながら、年度末には事業報告書を提出させるとともに、仮にトラブル、あるいは問題等が発生した場合には、その都度協議を行いまして、適時適切に管理運営を行ってまいります。

また、太宰府市文化スポーツ振興財団の経営管理につきましては、基本的には財団の理事会等で判断、決定される事項でありますけれども、効率的な経営を図っていただくのは当然のことでございますので、適時運営状況等の報告を受けながら、必要があればその都度指導、指示を行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、ご答弁ありまして、そういうふうな運営に関するチェックをされているということでございますけれども、平成19年12月の第4回本会議でこの議案が可決され、来年の4月からこの指定管理者制度が適切に運営されていくために、指定管理者と事前に協議を密に行われているということでございますけれども、管理体制、業務内容を十分に検討され、効果的かつ効率的な運営管理ができ、住民の利便性の向上と公平性と公益性のある指定管理者制度が始まりますようお願いしたいところでございます。

それと、市の職員が出向職員として入っておる外郭団体が指定管理者になっている施設についてお尋ねしたいと思っております。

太宰府史跡水辺公園は民間に任せられました。それと、太宰府市文化スポーツ振興財団が運営しているところには出向職員がおられますけれども、市の職員がいるところとないところの運営状況について、実地の立入検査とかをされているのか、民間が運営しているところも含めてされているのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 民間の団体にこういうふうに指定管理者制度によって委託をしております。

すけども、先ほど申しましたように、月報あるいは年度末には1年間の事業報告書等々もきちっと提出をしていただいておりますので、その中で随時指導あるいは指示をしているということでございます。

先ほど申されましたように、太宰府史跡水辺公園、いわゆる市民プールですけれども、これにつきましては昨年度、平成18年度から実際にこの指定管理者制度の適用をしながら今現在お願いをしているわけですが、特に市民の方々が利用されておりますところの内容を聞きますと、やはりサービスがよくなったとか、あるいは夏休みの期間中は月曜日も開館し、フルオープンをしていただいているとかというふうな報告も受けますし、実際に数字的に報告を受けますと、平成18年度の利用者数は平成17年度に比較しますと約1万3,000人ほどの利用者が増えたという報告も受けております。今回新たに太宰府市体育センター、太宰府歴史スポーツ公園あるいは大佐野スポーツ公園を民間の指定管理者にお願いするわけですが、これもこの市民プールに倣って、ぜひこういうサービスをしていただきながら、ぜひ市民のための施設になりますように期待をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今の説明で、サービスがよくなっているということで、民間に任せてよかったということで今感じております。そして、その指定者管理者制度の中で、外郭団体のあり方についてにちょっと質問させていただきます。

先ほども申しましたように、本庁からの出向職員が中間管理職としておられますね。その出向職員をどのように選び、内示をされているのか、向かうべき方向、企画立案を促し、人を配し、人に働きかけ、事を遂げていく指導を含めて指示されているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 今現在、太宰府市文化スポーツ振興財団に委託をしておる施設につきましては、先ほどの3つの施設については今後平成20年度からは民間の方をお願いするわけですが、残っておりますいわゆる公共施設、いきいき情報センター、市民図書館、文化ふれあい館、そして女性センタールミナスがございすけども、本来ですとやはりこういう公共施設につきましては営利を目的とした施設ではございませんで、当然市が主体性を持って管理運営をしていく施設ということで今日まで来ております。しかしながら、こういう時代になりました、やはり市民サービスという視点から民間の経営手法を取り入れながらよりよいサービスをしていくという一つの姿勢の中から太宰府市文化スポーツ振興財団をお願いをしているわけですが、この太宰府市文化スポーツ振興財団の中に市の職員がおりますけども、これはいわゆる生涯学習課、教育部の職員でございまして、その職員を事務取扱として兼務として従事をさせております。こういう形で、先ほどの民間に委託いたしました施設と比較しながら、お互いに民間のいいところは取り入れながら、そういう職員も含めて経営能力を向上させるという

視点からも管理職を2人入れ、あるいは職員をスタッフとして従事をさせております。今後こういう視点の中で、さらなる市民サービスに向けて努力をするように指示はいたしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 平成19年9月議会の一般質問で武藤哲志議員が、人事管理の見直しの質問で、外郭団体の見直しについては、見直しではなく、あくまでも市の業務遂行のために必要な配置と答弁されました、市長がですね。その外郭団体に市の職員がいないと業務遂行ができないのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今まで太宰府市文化スポーツ振興財団の運営等については紆余曲折がっております。初めから今のような状況ではございませんでした。昨日も私は市民の皆さん方と懇談をする場がございました。いきいき情報センターのあり方あるいは運営等については、評価もいただいております。あのゴーストタウン的なジャスコ跡地の中で、倒産をし、そして引き続いてああいうふうな空き店舗状態が続いた時点の商店街の状況等から考えてみますと、やはり活性化あるいは活力がそのことによって出てきております。あるいは、いきいき情報センターの中でのスーパーにつきましても、市民に同じように利用者のそういったサービスの供給をしておる。なおかつ、そのことについては利潤も上がってきておるといふような状況がございます。そして、その経営等については、やはり明るい、数字に明るい、あるいは複式簿記も含めた経営的なそういった素養といましようか、知識が必要といたします。そこには、嘱託でありますとか、そういった日々、期間的な任用の中においては私は無理だと。ある程度その頭脳部分、総務部門等については、経営的な手法が要るわけですから、職員の派遣というふうな形の中で兼務辞令でやっておりますけれども、そういった最小限のものは必要だと。今、派遣、そういった意味での兼務辞令を出しておりますのが4人ほどでございます。あとにつきましては、すべて嘱託あるいはパートというふうな形の中で行っております。今も、前回もちょっと言ったと思うんですけども、嘱託職員の人件費が大体年間188万円としますと、全部で大体100人ほどおりましたので1億8,000万円ほどになるわけでございます。そこに、職員の350万円ぐらいの年収の職員であったといたしますと3億5,000万円ほどかかるわけでございます。そういったところ等をこの要素といたしましては、雇用の創出、私は民の方に指定管理者になったとしても条件をつけなさいと言っております。雇用は太宰府市内に在住する市民を使ってもらおうというようなことが大事だと。一部市外からの雇用等もあります。このことについては、厳しく私は条件をつけようというふうな形の中でお話をしております。そういうふうな経営的なものをいたします際には、いろんな配慮が必要であるわけです。ただ単に経営、運営だけではなく、雇用から全体的な流れ、あるいはそこには商店街の育成、観光のそういった要素というふうなものもあるわけです。そのことが町の活気につながりますし、あるいは大学があるわけですから、そこでの公開講座等についてもいきいき情報センターを使っても

らったり、そういった形の中でもやっているわけです。総合的な企画、経営というふうな視点が必要になっておりますので、そういった意味合いから最小限の職員を今兼務辞令を出しながらやっておると。それ以外については、今の視点の中で経営をしておるというふうなことで、私は総じて評価をしておりますのは、私はあの政策については間違いでなかったというふうに思っております。今後とも今以上に市民の方から評価されるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今回の回答で評価されるよう努力を続けていく、今後ともこのままでいくということでございますけれども、民間はですね、利益を追求するために経費削減、企業の努力とリストラ等で大変なことをされていますが、行政は民間に対してコスト意識が弱いと一般的に言われております。一度公務員の身分を取得すると退職しない限り、またよほどのことがあって免職にならない限り安定した地位は認められていますので、行政こそコストと職員のやる気を出させる人材の確保が必要ではないかと思っております。出向職員をそのままにしておくとことですけれども、外郭団体の職員として位置づけられて、施設の方に管理監督者が土曜日、日曜日、祝日、夜間に従事してないことについてどう思われているか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 太宰府市文化スポーツ振興財団の方に勤務している市の職員ですが、確かにローテーションといいたいまいしょうか、勤務状態については土曜、日曜、祝日等に休む場合もございますけれども、そうした場合には必ず月曜日、あるいは週末に報告等を義務づけておりますので、その辺の判断で対応できるようにはいたしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その外郭団体での市の職員及び管理職は、土曜日、日曜日、今おっしゃったように特別なときを除いてはお休みです。外郭団体の利用のサービスの提供と運営の柔軟性の施設として威力を引き出す企画に力を入れて働いております。それで、そういった施設に管理職がいないために、運営上で緊急に判断しなくてはいけない問題があった場合に判断する人がいない状態であったりですね、管理職がいれば早い対応と危機を察知することもでき、何か事故があつてからでは本当に遅過ぎると思います。そういうふうな管理責任について、今現在その業務を遂行できていないのではないかという施設がありますけれども。例えばですね、管理職の簡素化や効率化、管理運営コストの削減や多様化により、平成19年より太宰府市女性センターミナスと太宰府市体育センターの管理人業務の受付窓口を一本化にされました。太宰府市体育センターは9時から21時30分まで開館、月曜日だけが閉館で、開館していながら無人になっている時間、管理人の不在の間に事故があつた場合、安全上の問題について市の責任といいますかね、管理責任はどういうふうにとられるのかと、この9カ月間は2つの施設を管理人が1人で走り回っている、管理人の仕事の量は2倍程度増えている状態でございます。

す。また、その施設の管理人の雇用の条件の格差にも私は矛盾を感じております。管理人を減らしたことで人件費を削減したというようなことではないでしょうか。管理責任にあつてはどこまで市の責任、またどこまで指定管理者の責任というようなことを考えられているのかをちょっとお聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 女性センタールミナスにつきましても太宰府市体育センターにつきましても、今現在に平成19年度現時点におきましては、太宰府市文化スポーツ振興財団の方に委託をいたしております。確かにいろんな面で効率化を図るために、女性センタールミナスあるいは太宰府市体育センターと一緒に受け付けを一本化したのは事実でございますけども、私どもの方に現在大きな事故といいましょうか、そういう困ったというふうな報告は直接は聞いておりませんで、あくまでも太宰府市文化スポーツ振興財団の中でその対応をお願いをしているわけです。今後につきましても、仮に事故があったときにつきましても、その仕様書あるいは協定書の中で太宰府市文化スポーツ振興財団の方で責任があるわけですが、内容によりまして、最終的には市の施設でありますし、市が責任を持って対応するということになるというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のところ事故がないからそのまま、管理責任としては事故があったときにそういうふうな報告で対応されるということによろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど申しましたように、あくまで財団の方に委託をいたしております、太宰府市文化スポーツ振興財団の方でいろんな意味での効率化あるいは受け付け業務をお願いしているわけですし、その受け付け業務の中でいろんな問題点、課題があれば、当然太宰府市文化スポーツ振興財団の中でまずは対応していただきますし、太宰府市文化スポーツ振興財団の中でも限界があれば市の方にも報告を受け、今後の対応についてきちっと指導するなり、その対応については努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 市長の公約の中でも、市役所の開庁時間の延長や、昨日の一般質問にもありましたように、休日の業務受け付けも来年2月より施行し、改正すると言われましたけれども、この外郭団体の出向職員を土曜日、日曜日、祝日開館している施設に管理職を含めたところを出勤させるというような勤務体制の変更をすることは可能かどうかをお聞きしたいと思います。

（「今の財団の嘱託職員をということ」と呼ぶ者あり）

○1 番（原田久美子議員） そうです。それを土曜日、日曜日、祝日、祭日を勤務にするということとはできるかどうかを。

（「ちょっとよく」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市の職員が勤務していますのは、太宰府市文化スポーツ振興財団の事務局として勤務しております、それぞれの施設には館長なりがおります。それで、事務局として土日出勤するということは、必要に応じては出勤する場合もあるかと思いますが、基本的には事務局としての業務は土日はないというふうに考えておりますので、それぞれその必要性に応じて勤務させることは可能ですけれども、現在では土日は出勤していないという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今太宰府市文化スポーツ振興財団の兼務職員としている4人の職員を、休日に開庁する場合については、そこに勤務させたらどうかというふうなことをおっしゃっているんですか。

（1番原田久美子議員「それも含めて」と呼ぶ）

○市長（井上保廣） お答えしますけれども、太宰府市文化スポーツ振興財団の総務部として、総務部の仕事として、経営的なもの、あるいは企画、あるいは施設間のそういった連絡調整。遊んどるわけじゃないです。仕事は本庁職員と同じように、それ以上の部分があるかもしれません。ですから、土日は当然必要なければ休むのも当然であるわけです。太宰府市文化スポーツ振興財団の職員としてそこに勤務地を指示しとるわけですから、そこでの仕事は腹いっぱいあると思います。本庁職員と同じようにあると思います。本庁の開庁にあっては、今の本庁職員の中での職員を活用するという、使うということ、それから、あるいはそれができなければ臨時であるとか嘱託であるとかそういったことも含めて考えていくことになるだろうと。今、太宰府市文化スポーツ振興財団の職員を土日休んでるから、こちらの方の開庁の分に使うというようなことは、直接的には考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そのような、太宰府市文化スポーツ振興財団の職員をどうかしなさいということを私は言っているのではなくて、外郭団体である太宰府市文化スポーツ振興財団の中での職員、外郭団体の中に出向職員として入れている職員が各施設で何かあったときに、その管理責任というものに対してすぐに対応できるかどうかということなんです。土曜日、日曜日、祭日にすぐに対応できるか。この前の3月20日と4月20日のときにその各施設長もいない状態じゃないですか。だから、そんなときに、太宰府市文化スポーツ振興財団として一つの財団法人としているところに出向職員を置くならば、その方たちを土曜日、日曜日、祝日も出勤させて、だからそこで働いている者としては、管理職もいない、嘱託とパートさんと管理人さんだけで責任者がいないということをですね、どういうふうにされているかということでお聞きしたんですけれども。その施設にはですね、施設長という人がいらっしゃいます。外郭団体に出向職員として出向いた人が施設長になっていただくと、その委託している施設長の人件費は要らなくなると思うんです。その施設の館長とか所長とかいらっしゃいますよ。

ね。そういうふうなところに市の職員の方が長として入られたら、その委託分が減ると思いますので、そういうふうな人件費というものも考えていただいて、勤務体制ができるのであればしていただきたいなというところで質問をさせていただきました。

それと、出向職員として、外郭団体に行かせられてますけれども、本庁職員と出向職員の格差というのがあると思います。本当に出向職員で行かれた方は地域の声や住民の声を直に接することが多くなるんですよ。そういうふうな出向職員のご苦労というのは、私も今までも見てきましたけれども、出向職員の現場とか現状を把握されておられたところで、そういうふうな提示がされているのかというところでお聞きしたかったんですけど。それも含めて、出向職員と本庁職員の格差をわかってありますかということをお聞きします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 私は昭和56年に急遽下水道課に配置がえになりまして、当時関屋に下水道課はございました。本庁と約2kmぐらいあるわけですけども、連絡調整するのも、市役所に車で来る。それから、市役所の出来事は全くわからないという状況をつくづく私は体験しております。やはりいきいき情報センターに事務局がある職員については、その辺のハンディはあると思います。それで、なるべくそういうハンディをなくすためにですね、やはりこういう議会の場にも理事者控室には課長が来ておりますし、職員研修についても常に市、本庁と同じような職員研修をしまして、できるだけそういうハンディを解消するようには努めております。実感としてかなりのハンディがあることは確かであるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほどの質問でございますけども、いわゆる太宰府市文化スポーツ振興財団の管理体制といいたいまいしょうか、運営も含めましての体制なんですけども、今現在、例えばいきいき情報センターあるいは文化ふれあい館にそれぞれセンター長あるいは館長という位置づけをいたしております。この責任者につきましては、当然のごとく太宰府市文化スポーツ振興財団の職員でございますけども、事務局の中に先ほど申しましたけども市の職員として管理職員2人を配置いたしております。この2人の管理職員につきましては、私の方、教育部としての職員でございますので、最低毎月2回はそれぞれ報告あるいはそういう情報交換をしながら管理状況についての報告を受け、あるときには指導しながら行っております。そういうことで、例えばいきいき情報センターでいろんな課題、問題点があれば、当然その職員、管理職員が報告を受けまして、そこで対応します。もし対応ができなければ、当然私の方にも報告がありますし、教育委員会としての指導、指揮管理を行っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、そのようであるかもしれませんが、兼務職員としていきいき情報センターなりに配属されている職員と本庁職員の格差がと言いましたけれども、それはただ場所がそこに行っているだけということで兼務職員としてということでしたが、それではなくて、実際に働いておられるところは、本庁ではなくて指定管理者である外郭団体の中ではないですか。そのような職員、兼務をされている職員さんの仕事の内容等を含みまして、できればそういうふうな方が施設長としていただいていた方が、組織の見直しとして、その施設が今以上に成り立っていくのではないかと思います。それと、指定管理者制度のあり方をですね、もう一度指導、管理ということを見直し、精査していただきまして、管理権限を見直すというところで、それぞれの人がやる気を出し、最大の能力発揮ができるような運営をしていただきたいと思います。最後に先ほども出ましたけれども、その中には再雇用の職員さんというような人がいらっしゃいます。それも含めまして、任期の方がどんなふうな任期になっているのか、そこを返答していただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それぞれの施設の中に館長として、あるいは長として配置します場合にありましては、職員が一番いいと思いますけれども、なかなか今の状況下においてはケース・バイ・ケース、事例によって考えておるような状況です。再任用職員の職場としてもひとつ考えることが必要でしょうし、あるいは女性の立場から見ると、民間の方を登用して行った方が全体的にその仕事、館の運営そのものがスムーズにいくというようなこともあります。総合的な判断でだれをどういうふうなことで配置するかということについては、人事登用のときに総合的に判断して配置をしておりますので、今からもその視点でもって必要に応じてそれぞれの能力、評価のもとに配置していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほどからも何度も申しますように、指定管理者の総点検をしていただきまして、必要なときには行政が責任を持って総点検を市長みずからしていただきますようお願いしまして、1 項目めはこれで終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府館の管理運営状況についてご質問でございます。

当館につきましては、観光客への太宰府情報の発信、あるいは休憩スペースの提供はもちろんのこと、市民の習い事等の部屋の使用等のほかに、梅ヶ枝餅づくり等の体験でありますとか、あるいは物産販売などによりまして、年間12万6,000人、これ平成18年度でございますけれども、利用をいただいておりますような状況でございます。

また、地元の商店街と連携をいたしまして、ひな祭りでありますとか、あるいは七夕祭りなど、イベントの実施にも取り組んでおりまして、地域と一体となった活動を展開しております。

ろでございます。

市財政は厳しい状況が続いておりますけれども、ご指摘のとおり、徹底した歳出削減、努力することは当然でありますけれども、太宰府館の設置目的でございます観光客へのおもてなし並びに地域の活性化という観点から、本施設の果たす役割はこれからもさらに重要になってくると思っております。今後とも市が積極的に主体性を持って直営で管理運営を行っていきまして、地域と一体となって施設並びに周辺地域の活性化に努めてまいりたいと、このように思っております。

あと詳細につきましては、各部長の方から説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） その太宰府館の運営につきましては、今市長が厳しい運営状態であるということでありましたけれども、私は将来に見込みのないというんですかね、そういうものは早いうちに撤退する判断が必要だと思えます。利益を追求しないというんですかね、幾ら公的な直営の場所だからということで運営するのは、直営にする判断基準があるので、基準に沿って運営がされていると思えますけれども、そのようなことはもうクリアされている施設ということで、もう市の直営ではなくて、民間等に任せられるような方向に持っていけないかというところをお聞きしているわけですがけれども。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま議員の方から太宰府館は不要だというふうな意味合いのご意見が述べられたと思いますが、私は決して不要とは思っておりません。その太宰府館は太宰府館の役割がありまして、年間12万6,000人の利用者があるというふうなことから考えまして、あれは無意味ではないというふうに思っております。

経過をたどりますと、大型マンション等の建設があったわけでございます。そういったときに、周辺住民の皆さん方が多くの署名のもとに、行政の方に買い上げ含めて検討してほしいと、まずそのマンションの建設阻止をお願いしたいというふうな要望等が上がりました。そういったところから始まっておりまして、まず大型の9階建てのマンションの建設等々については、一応阻止をいたしました。次の段階には、市民の皆さん方から購入してほしいと、市の方が活用する施設を建ててほしいと、地域の活性化になるような、そういった施設が必要だというふうなことでの願いがございました。そういったところから、太宰府館については建設をしておるところでございます。市民の皆さん方のそういった地域のコミュニティの場として、あるいは観光客の皆さん方の来訪される方々についての憩いの場として、そういった拠点施設として機能しておるわけでございます。

また、私は前回も申し上げましたけれども、あそこ周辺の小鳥居小路周辺のまちづくりは終わっていない、まだ途上にあるわけです。今、回遊的な行動をとらせるために、700万人の皆さん方をやはり市内津々浦々散策をしていただくというふうな、そういった回遊性を持つことが最

最終的に必要でありまして、今それに向かってできるものからやっておるような状況でございます。その一つに太宰府館もあります。あるいは散策路、九州国立博物館の中に800mございすけれども、そこもその一つでございます。そういったまちづくりを行ってございまして、小鳥居小路線につきましては例の親水性の何といいましょうか、うん、小鳥居小路を流れております水、その親水性も含めて三条区の大葉老人ホームのところから水を引くようになっておりますけれども、そこも自然流下の中で引くような仕掛けもつくる必要があります。以前は、そこは大事な史跡地でもあったわけでございます。そういった復元をしながら、小鳥居小路を歩いていただくような、そういった仕掛けを最終的にはする予定です。今の水が流れておりますところを開放しながら、親水性のそういったまちづくり、そういうふうにすることによって観光客も市民の皆さん方も散策して、そのことが市域全体の中で歩き、あるいは太宰府を再発見していくというような、そういったところから市民の健康問題も増進しましょうし、あるいはひいては医療費の削減というような、そういった壮大といいましょうか、イメージをしてのまちづくりをしておるわけです。その太宰府館であるわけです。そういった意味合いを市民の皆さん方もよくご理解をいただきたいというふうに思っております。これは1年、2年で効果の上がる施設、あるいは今さっきも言いましたいきいき情報センターだって、初めはなかなか評判も分かれておりましたけれども、今は多くの皆さん方が利用されており、評価も出ておると、ある一定努力しながら、どうしたら利用者が多くなるかというふうな知恵を働かしながら一つ一つの手だてを行っていく。そういったことによって、その施設の効果が増してくるわけでございます、今その努力をしておる最中でございますので、議員の皆さん方におかれましても市民の皆さん方におかれましても、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今回、行政機構の簡素化で機動的な組織に改めるということで、市長の方が10月1日に機構改革されました。そのときに協働のまち推進課がつくられたと思えます。その市長の公約の市民と協働のまちづくりとして私は平成19年9月の一般質問に市内企業、市民の活性化について質問しましたときに、行政も入りましたところの商工会、NPO法人、そういうふうなところと積極的に参画しながら協働支援をしていくということで、活性化に取り組んでいきますという市長からの前向きなご意見をいただきました。今までの行政は運営管理をしていればよかったかもしれませんが、今からは地域住民と協働しながら地域改革を進めていくということが必要ではないかと私は思っております。そこで、その太宰府館が運営管理の内容を十分に把握されたところで指定管理者の導入、直営ではなくてそういうような方たちに任せるお気持ちはあるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、基本的に今までも議員の皆さん方ご承知のように、外部委託をずっと進めてまいりました。学校、保育所、あるいは総合窓口含めて、行政的に進めてまいったとこ

ろでございます。それは、民がすぐれておる面もあります。官がすぐれておる面もあります。やはりどこが一番そこを運営するのがふさわしいか。官は民より劣るということもありません。創意工夫、そこにおる職員の気概、そのやる気であるわけでございます。官の目的に沿って自分自身打ち込んでやる、そういった気持ちになると、私は官も民も変わらないというふうに思います。

やがてそういった変遷、ある時期になって、そして民の方がいいと、総合的な判断の中で協働してやっていこうというふうな形になりますと、そういった時点の中において判断をする必要がありますでしょうし、今、官の中であくまでもずっと続けていくという考え方は持ちません。今日も指示しておるところですけれども、27日には旅行業協会の方に行くよと、今館長の方にも指示したところですよ。同行せよというようなことで言っております。最大限の努力に努力を重ねておるわけですから、その効果は明日あるわけではありません。やがて私はそういった努力、汗をしているわけですから、少なくとも、そういった視点の中でやり抜くというふうに思っておりますので、もうしばらく太宰府館の状況等については見守っていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） もう太宰府館は既存事業として既に行ってある事業として、市民サービスに直接かかわる中で運用をされておられると思いますけれども、コスト表というんですかね、近隣の都市では市の事務事業を評価するためにフルコスト計算書というものを作成し、診断を行い、評価委員会の中で改善と継続、廃止に振り分け、経費削減の目標を立てられていますけれども、そういうふうな赤字を黒字に転換するような、目指すようなプランとかをつくられておるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 今、事務事業評価ということでご質問でございますけど、これは市全体の中で事務事業評価、そういうものをセクションごとに行っており、そして最終的には政策評価というような観点から、そういうバランスをとりつつやっておるということで、今回もそういう方針のもとに市の直営でやっていくという予算枠での動きでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 近隣都市は、先ほど言いましたけれども、そういうふうにして経費削減を目標として表をつくって、またアンケートを含めた施設の運営の方針を作成しています。アンケートについては太宰府館の方ではとられていますかね。太宰府館でのアンケート、ちょっとそこところをお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 開館して三、四年になりますけども、いろんな館の使用状況、そういうもの、観光客がどのくらい使われるだとか、そういう分については掌握しておりますけ

ど、個々にアンケートをとったということは今のところ聞いておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そういうふうなアンケートもとらないまま、先ほど市長が申されましたようにこのまま直営として続けていかれるということでございますけれども、地域住民はもとよりそういう観光客に対して、ここは初めてですかとか、ここをまた利用しようと思いませんかとか、そういうふうなアンケート調査した上で今後直営にするか、私がさっき言ったように民間とかに移されるかは、また検討していただくということでお願いします。

それと、先ほど言いましたように直営にするという判断基準には、業務委託の活用ができるもの、公的関与の必要性があるもの、それと民間参入の可能性がないもの、施設のあり方の再検討が必要であるものということであり、もう十分この基準には基づいておりませんので、すぐにでも直営ではなく、委託することができるということを頭に入れて今後検討もしていただきまして、市長の機動力の一つとして考えていただけることを私は期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、8 番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8 番 中林宗樹議員 登壇〕

○8 番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました観光産業の振興と史跡地の有効活用についてお伺いいたします。

九州国立博物館は、開館2年目にして入館者が400万人を突破し、また本市への来訪者も730万人を回復したと聞いております。市長は6月の施政方針演説の中で、「九州自然歩道」と「歴史の散歩道」を市内の回遊基軸として、市内どこでも歴史や文化、そして自然を五感で感じてもらう。そして、「見る」、「食べる」、「買う」、「学ぶ」、「憩う」ことのできる回遊の仕掛けを随所にちりばめ、「市内どこでも楽しみながらめぐることができる」といったまちづくりを行っていきたいと言っておられます。

また、観光活性化プランも平成14年3月に策定され、5カ年計画で平成19年3月31日までと計画期間が終わりました。その観光活性化プランの中で、「九州国立博物館の開館、太宰府館の開館を機に市内全域の観光資源の多極化と回遊性を促進する絶好の機会である」と記されております。そして、佐藤前市長は「まるごと博物館構想」を打ち上げられ、井上市長は「まちぐるみ歴史公園」と銘打って、その事業も継承されています。この太宰府天満宮、九州国立博物館中心の型から市内全域への面としての広がりが見えませんが、平成16年には太宰府新観光プログラムを策定され、サイン計画で万葉の歌碑を設置したり努力されている割には、その成果が見えません。

九州国立博物館ができて滞在時間は、国博の見学の時間を入れると確かに延びていると思わ

れますが、これは館内におられる時間が延びたということで、本市の市内への回遊性となると依然と変わらずであります。また、国博へ来られた観光客で、このうちの何割かは全く市内へ出てこられない方もおられます。というのは、観光バスや自家用車で直接国博へ入られ、そのまま次の観光地へ向かわれる方がおられます。このように天満宮、国博への来訪者を市内へ回遊されるようにしなければならないと思います。

例えば、国博に来られた観光客に観世音寺や大宰府政庁跡、水城跡などへ帰りに寄ってみたいくなるような演出を国博の中でできないか。JRの駅等へのポスターの掲示はできないか。旅に関する本への掲載、旅行者への働きかけなど、もっと外へのPRをすべきではないでしょうか。集客のための情報発信のあり方も考えてみる必要があると思います。

観世音寺や大宰府政庁跡、水城跡などの西地区への集客については、もっと積極的に対策を考えていいのではないのでしょうか。お客さん呼び込むには、お客さんを引きつける魅力がないといけません。見るものとしては一級品ですが、それだけでは来られないので、市長も言っておられますように、仕掛けをつくってやる必要があります。寄りつきやすいようにする。そして、「見る」、「食べる」、「買う」、「学ぶ」、「憩う」ことができるような仕掛けづくりが必要です。

寄りつきやすいようにするには、車がとめられるところが必要です。車が置けると人も来ます。人が来ればお店もできます。また、「買う」ことは、観光客の関心の大きなところです。「買う」ためには、お店が必要です。水城跡、大宰府政庁跡や観世音寺周辺には、「買う」、「食べる」、「憩う」ことのできる場所がありません。このような店舗を出せません。というのは、この史跡地周辺は第1種低層住居専用地域となっており、店舗を設置することができるのは建物が住居であって、その建物の延べ面積の2分の1未満で床面積が50㎡以下と規制されております。物販店とかレストラン等の専用店舗は建てられません。そのような規制をクリアして、現在の町並みを維持できるのは第2種低層住居専用地域であります。用途地域の見直しを行い、お土産物店やレストラン等の誘致等と史跡地内への駐車場の整備を考え、この地区への誘客を行い、市内全域を回ってもらう。そうすることで、町全体が活性化され元気になり、潤いも出てくるものと思います。当然、税収も上がります。これらの施策は余り予算も使わずにできます。

そこで、次の2点、1、政庁通りの北側の史跡地への車の乗り入れができるようにできないか。これは、駐車場の確保とともに、交通渋滞の緩和にもなります。

2、政庁通り南側及び水城跡周辺の第1種低層住居専用地域の第2種低層住居専用地域への用途地域の見直しはできないか。観光産業の振興、観光活性化のためには、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

以上、お伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 観光産業の振興と史跡地の有効活用についてお尋ねでございます。

史跡地への回遊性についてでございますけれども、私の施政方針でも申し上げましたように、市内に点在いたします歴史的文化遺産や自然に回遊性を持たせて、「市内のどこでも楽しみながらめぐることができる」というまちづくりを目指した「まるごと博物館」、あるいは「まちぐるみ歴史公園」を提唱しているわけでございます。

ご質問の水城跡への車の乗り入れについてでございますけれども、現在特別史跡大宰府跡でありますとか、あるいは水城跡などの史跡地周辺に駐車できる広場といたしましては、市内に14カ所ございます。台数にいたしまして約320台を確保、整備いたしております。

また、平成19年度、平成20年度の2カ年事業で整備を進めております水城跡東門周辺第2広場には、大型バスなどの駐車も可能になります。

さらに、今年度につきましては、来訪者の方々が史跡地を初めとする市内全域を楽しめ回遊することができるような統一感のある公共サイン整備を進めてまいります。

今後とも、市民の皆様や来訪者の方々が太宰府市の文化遺産を身近に感じていただくためにも、回遊性を持った滞在型観光都市を目指しまして、駐車ができる広場の確保を初めとする環境整備に努めながら、「まちぐるみ歴史公園」の早期実現を図ってまいりたいというふうに思っております。既に一つ一つでございますけれども、地味ではありますけれども、そういったことが見えるような形の中で努力したいというふうに思っております。

次に、政庁通り南側の第2種低層住宅専用地域への用途の見直しにつきましては、平成18年3月議会で佐藤前市長が答弁をいたしておりますけれども、様々な角度から検討いたしましたけれども、史跡地にも隣接し、政庁通りの景観保全という観点から、また低層住宅の良好な環境を守るという地域としておりますことから、現段階での用途の変更につきましては困難であるというふうに言わざるを得ないと思っておりますけれども、中林議員の提起については私も同感するところがありますので、引き続き検討課題として残していきたいというふうに思っております。

したがって、現在の用途でございます第1種低層住居専用地域の規制の範囲内での活動の計画を当分の間お願いを申し上げたいというふうに思っております。

また、水城跡周辺につきましても、本市の玄関口に位置します特別史跡水城跡の景観保全という観点から、この用途変更等についても同様に難しいという現状がございます。しかしながら、水城跡の前後には、ご指摘の店舗の計画が可能な地域もございます。そういったことがございますので、今後ともその方向で推進していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますように重ねてお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 史跡地への車の乗り入れについてはですね、相当努力していただいておりますけれども、本市の史跡地は、市域の15%を占めると言われ、本市の市域面積が約29万㎡ということで、これの15%になりますと大体4万3,000㎡ぐらいあります。その中に

史跡地がたくさんあります。そして、この中で見てみたい史跡地へ行くにはやはり車で行く、近いところまで車で行きたいというのが今の車社会の人たちでございます。そういうことで、やはりもっともっと車が入られるような施設をつくっていただきたいと思います。今の分では、まだまだ不足していると思います。

それと、やはりその中でもう一つありますのは、市民の森がございすけれども、市民の森の使用状況について、これ非常に今のところ利用者は少ないというようなこともあります。これはなぜかといいますと、やはりあそこも車の寄りつきが全くできません。大宰府政庁跡を通過して、それから調整池の横を通過していきますと、車は1台、2台置いたらもう全然置かれません。中には春は桜の花が咲く、秋の紅葉の季節には紅葉する木がたくさんあります。あそこは市民の森ということで、市民の皆さんがそれぞれに楽しめる絶好の場所だと思いますので、やはりあそこら辺にも大きな駐車場をですね、駐車場といいますと史跡地内にはなかなか難しいと思いますけど、車の置けるような広場を設置していただければ、もっとももっとたくさんの人が市民の森を利用できるようになるんじゃないかなということで、これも1つお願いします。

それから、史跡地内への車の乗り入れにつきましては、政庁通りの裏道がありますけど、それと市役所の前から学業院中学校前までのこの地域で市が史跡地として買い上げている面積が7万6,000㎡ほどあります。このうちの2割ぐらいを、駐車場として利用できれば、2割といいますと大体1万5,000㎡ちょっとになりますけども、そうしますと車が1台駐車するのに必要なのが大体20㎡ぐらいじゃないかなと、そうしますと大体750台分ぐらいの駐車場スペースができます。そうすれば、正月とか観光シーズンとかでこの政庁通りが渋滞する。これの緩和策にもつながっていきますので、史跡地への車の乗り入れについてはですね、やはりもっともっと研究していただいて開放していただくようお願いしたいと思います。

そういうことで、車が置ければ人も動きます。そうすると、人が来れば物も買います。そういうことで、やはりまず車が置ける場所を確保していただきたいということで、今の史跡地内の特にこの政庁通りの北側の車が置きやすい場所への駐車場の確保というか、これについてももう少し努力していただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 史跡地をですね、いろいろと十分見ていただいて、より味わっていただけるということは非常にありがたいことだと思っております。

指定された史跡地の活用に関しましてはですね、非常に厳しい条件があります。文化財保護法にも、現状変更については国または県との十分協議とその承認がなければ変更することはできません。それから、基本的には史跡地の指定区域内には物をつくったり、今言われましたような駐車場の問題とか、それから案内の看板とかトイレとか、そういうものをつくるというのは原則的には禁じられるといいますか、許可を受けられないようになっております。活用の場合の特別な場合に関しては、今のような協議の上、承認のもとに変更ができるというふうにな

っておるのでございますので、今いろいろご指摘はご指摘といたしまして、私どもといたしましては、その点はなかなか難しいなと思っているところでございます。

もう一点はですね、私個人といたしましても、太宰府市の史跡の公有化というのは、今後とも進めていかなければならないというふうに感じているんです。そういうときにですね、今いろいろ厳しい条件の中のもの無理にしていくと、太宰府市のその公有地をどうするつもりかというようなことの疑念を抱くようなことは、やっぱり今のところしたくないというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 史跡地の有効活用については非常に厳しい文化財保護法がございまして、なかなか難しいところもあるようでございますけども、やはり本市が置かれたこの史跡地が市域の15%あるという、この本当に使えない15%、遺構として先人がそこに残された遺跡として置いておく分はこれは非常に大切なことだと思いますけども、やはり現在の私たちが生活する中で重要な部分についてはこれはそのままやはり残しておくべきだということで、先ほど私が言いましたように、この7万6,000㎡のうちの2割、3割程度を場所によって選んでやっていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、先ほど文化財保護法の中でなかなかできないということでございますけども、私も文化庁の方からちょっと史跡地の専用駐車場で整備することについての指針といいますか、そういう方針をちょっと手元に持っておりますけども、これを読みますと、史跡地等活用専用駐車場で整備ということの方針でございまして、「史跡等の面積が広大な場合または隣接地に用地の確保が困難な場合、史跡地内に駐車場がない場合、活用上、著しい支障が生じると判断される時」と、それから「史跡地全体及びその周辺を含む適正な保存計画及び整備活用計画が策定されていること」とかありますけども、このように広大な史跡地があって、その中で活動する上で非常に著しい障害が生じるということは、これは今言いましたように本市の史跡地が15%あると、4万3,000㎡ですか、ぐらいの広大な史跡地があると、その中で活動していく中で、やはりもう少しですね、車の駐車場のスペースは確保されてもいいんじゃないかなということで、こら辺も検討していただいて、全部を開放せよとは言いませんけども、せめて1,500台ぐらいの駐車場が確保されるように。そしてこれも常時じゃなくて結構ですので、正月とか観光シーズンとか、車の渋滞する時に、やはり観光地としてですね、ツアーなんかで来られますと、太宰府に来たら時間が読めないと、渋滞して天満宮まで何時間かかるかわからないと、帰りにまた何時間かかったら飛行場に着くかわからないというような状況になると、ツアーとしての観光地としての魅力が半減していきます。もう太宰府には寄られんから、そんなら太宰府を外した分で構想をつくろうというようなことになりますので、やはりそういうことを避けるためにも、それなりの駐車場の確保は要ると思います。

それで、なかなか民間でそういう駐車場の確保は難しいと思います。で、できればここにあ

る史跡地ですね、市が買い上げた分の有効利用を、もう少し前向きに、それは史跡として保存する分には大変大事なことでございますけども、やはり本市の経済活動の中で考えるときには、これも前向きに考えていただけたらどうかと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 中林議員さんが先ほど資料提供をいただきました。文化庁の見解の駐車場の範囲といいたいまいしょうか、判断ですけども、当然こういうふうな広い史跡地周辺には駐車場を整備するという場合については、ある程度規定の判断の中ではできるというふうなことがありますけども、特に本市の場合はもう既に大宰府政庁跡あるいは観世音寺周辺には、先ほど市長も答弁いたしましたけども、約330台ぐらいの、駐車場とはいきませんが、駐車できる広場として整備をいたしております。特に、今回質問の中で提案をされております大宰府政庁跡の北側の方につきましては、ご承知のとおりあの北側の道路につきましては、基本的には歴史の散歩道という形で前回までにずっと今日まで整備をいたしております。それから、あの道にしましても、ご承知のとおり地域住民の方の一つの生活道路として位置づけをしておりますので、北側に大きな駐車できる広場をつくるというのは、かなり問題があるのではなかろうかというふうに思っています。

将来的には、いわゆる大宰府政庁跡よりも国道3号線沿いといいたいまいしょうか、こちらの方に計画をすべきであろうし、今回一つの事例といたしまして、これも市長が申しましたけども、水城跡東門の周辺に一定の駐車場を確保していくということで、ある程度文化庁と協議しながら一定の条件を整えば、随時計画的に今後も駐車できる広場についての計画を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 駐車場をとにかく、たくさんつくっていただきたいということで、これは要望しておきます。

それで、駐車場ができれば、やはりそこに人が来ます。人が来れば、観光客が一番大きな関心を持っているのはやはり買い物でございます。買い物をする場所が、今政庁通りにはありません。そういうことで、先ほど市長の方からは、用途地域の見直しについてはちょっとまだ定期的に検討していきたいということでございますけども、たくさんのお客さんが来られて、ジュース1本買うにも店がない。レストランといいますが、喫茶店でちょっと休憩したいなど、ちょっと座ってくつろぎたいなあとと言っても、そういうお店がないと。やはりそういうお店が近くにですね、観光地の横といいますが、近くにそういう施設があれば、やはりそこへ寄ったり、それからせっかくここへ来たから何か記念になる物を買って帰ろうということで、そういうお店に寄られるということでですね、今の第1種低層住居専用地域のまんまでは、どんなに活用しても、なかなかそういうお店をつくることはできませんので、政庁通りの県道に面している部分だけでもいいので、ここを何とか、用途地域を変えていただいて、あそこへ物販店、レストラン、そういうものを張りつけていただくと、やっぱりそうしないとですね、大宰府政

庁跡とか観世音寺とか、ああいうところでいろんなイベントをやります。せっかく、お客さん来られます。来られて、あそこでいろんなイベントを楽しまれたり、それから四王寺の山城の跡を歩かれたり、そういうことで来られた方はそれなりに楽しんで帰られますけども、やはり本市が望むのは、来ていただいて最終的にはそこで金を落としていただくと、これが最終目的だと私は思いますけども、そういう仕掛けを、やはりつくる必要があると、そのためにはやはりそういう観光地の目の前でそういう物販店を売る。それこそ天満宮なんかでも参道がありますけども、天満宮があって天満宮のすぐ前にそういうお土産屋さんがあるから、あそこでお土産を買って帰られるわけですね。それが全然違うところに、そういうお土産屋さんがあっても、なかなか人はそこまで行きません。せっかく来た人にそのまま帰っていただくよりも、そこで何か仕掛けをつくってお金を落としていただいて、本市の活性化、財政事情がこういう時期でもございますので、そこでしっかりお金を落としていただければ税収増にもつながってまいりますので、ここは何とか政庁通りのあの県道に面した部分だけでも、ひとつ何とか見直しを早急にやっていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この用途地域の見直し等々については今回答したとおりでございますけれども、最善の努力をしてみたいと思います。

それから、平成20年までに向けて景観あるいは修景の今、国土交通省の方に手を挙げておりますので、その状況等も勘案しながら、私は今言われました趣旨等については頭を中心に据えまして、絶えず検証してみたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ぜひこれは早い時期に景観条例ができるということでございますので、これと一緒に実施できるように取り組んでいただければと思います。

それから、水城跡周辺については、先日福廣議員の方からも提案がございましたけども、やはりあそこにあれだけの広大な史跡もありますし、それからあの史跡の近くには用途地域として、まだ残されて、まあこれは史跡があるので、その近くには、やはり用途地域と、田んぼのまんまで置いておく地域を、そのまま景観としては残されておるようでございますけども、あそこへ、そんなに全部使うような施設は要りませんけども、あの近くへ、大型の買い物ができるようなショッピングセンターを、何とかお土産物等を中心にしたショッピングセンターをつくっていただければ、これもまた観光産業の振興という点からも、ぜひお願いしたいと思います。これについていま一度ご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 周辺整備事業については、お話をしたとおりです。私は、史跡地の保存も必要、あるいは活用も必要だと思っております。それには、文化庁の方の考え方もございます。しかしながら、まちづくりという、今もご指摘がありましたように476haぐらいが史跡地としてあるわけですから、この有効活用をやはりきちっと据えて計画的に行っていく、それを観光

資源とするという形でもっていくのが太宰府市のあるべき姿の一つだというふうに思っておりますので、今中林議員がおっしゃってますことと私が施政方針含めてまちづくりのイメージを申し上げておると同様というふうに思いますので、今後とも努力してまいりたいと思えますし、議員の皆さん方のご助言あるいはご協力もお願いしたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 観光については、本市の中心的な産業でございますので、この観光の振興といいますか、それともう一つは九州国立博物館、太宰府天満宮中心じゃなくて、西の方へ水城跡まで含めてですね、こちらにも観光客にたくさん来ていただいて、太宰府市のよさ、そして滞在時間の延長、先ほども橋本議員の方からも提案がございましたけれども、市内で1日あるいは2日、そういう散策といいますか、観光していただくという、そういう施策を、しっかり詰めていただいて、本市の目標でございます1,000万観光都市ということで、それに向けて努力していただきたいと思えます。これは要望としておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩します。

休憩 午後1時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず最初に、協働のまちづくりについてお尋ねをいたします。

本市総合計画は重点的に取り組む主要課題として3つのプロジェクトを掲げ、その一つに地域コミュニティづくり推進プロジェクトがあります。総合計画には、市民一人一人が地域のまちづくりに気軽に参加することができ、運営にも楽しく携われるような仕組みづくりや場づくりを行う、そして市民によるまちづくりを通して地域への愛着や市民同士の連帯感を醸成するなど、市民が豊かさを感じることでできる地域社会を目指して地域コミュニティづくりを推進するとうたっております。

第四次総合計画は平成13年度からスタートをしており、一部地域によっては取り組まれているようですが、市民感覚の実感としていま一つぴんときないものがあるように感じてなりません。具体的にどのような取り組みをなされているのか、この6年間の成果あるいは実績などを通して説明をいただきたいと思えます。

また、市長は本年6月議会での施政方針で、市民との協働のまちづくりを行政運営の基本姿

勢に据えると何度も述べられています。さらに市長は、「私自身はもとより、職員が市民の皆様暮らしの現場に出向き、初めに結論ありきではなく、市民の皆様とともに語り、ともに考え、ともに行動する。」とも述べられました。その具体策として、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を行政区ごとに設置し、地域に出向いて地域の課題や問題をともに語り合い、その成果を市政に反映できる努力を重ねていくとの決意も述べられています。

今月の12月1日市広報に、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の開催日程が示され、来年の1月23日から平成22年度までの予定が発表されていました。

そこで、2点お尋ねしますが、1つは市の広報にはその内容として、協働のまちづくりについての説明と懇談とありますが、どのような説明をされるのか、お聞かせください。

2つ目は、こうした実践を積み重ねて市民との協働のまちづくりの制度を平成22年度までに構築すると施政方針で述べられています。具体的にはどのような制度を構築されようとしているのか、お聞かせください。

私は地方分権を迎えた今日、市民との協働のまちづくりは欠かせないと思っています。そうは考えても何をもって協働と言えるのか、言葉だけがひとり歩きをしているように思えてなりません。そこで、独自の条例の形で自治体や住民の役割、責務、連携のあり方を定め、参画の仕組みを制度として保障する法的ルールづくりが求められています。自治基本条例とかまちづくり条例を制定する自治体が増えてきているのも事実であります。私もこうした条例を制定することを提案させていただき、総合計画の後期基本計画に市民参画まちづくり条例を調査研究することが新たに書き加えられました。

私ども公明党太宰府市議団と会派幸光は、本年10月に松本市に視察に行つてまいりました。調査項目は協働のまちづくりについてでございます。松本市は条例を現在研究中ですが、それに先んじて市民と行政の協働推進のための基本指針を平成18年3月にまとめられています。その基本指針には、市民と行政が互いを対等のパートナーとして認め、継続的な協働関係を確保していくためには、そのルールが必要であり、基本指針をまとめたとありました。本市としても協働のまちづくりを推進していくためにも、こうしたルールづくりが必要ではないかと考えますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、滞在型観光についてお尋ねします。

市長は施政方針で、滞在型観光を誘導し、産業と観光の振興を図ることにより、観光交流人口の増加を図るなど、税収増につながる環境を整えていくと述べられておられますように、いかにして滞在、回遊型のまちづくりを進めていくかが本市にとって重要な施策であると考えています。

その一つとして、今回宿泊施設を誘致するための条例も提案をされているところです。私は視察等で宿泊をすると、時間があれば早朝約1時間ぐらい町を散策します。散策する場所もあらかじめインターネットで調べておきます。そして、ホテル等で地図をいただいて目的地を目指して歩きます。しかし、知らない土地ですから、目的地までの時間や地図だけでは予測がつか

きにくい場合もあります。

先ほど申しましたように、松本市に行きました。松本市は太宰府市と同じように、国宝松本城を初め名所がたくさんあります。そのため、案内板や至るところに町の魅力を伝える工夫が凝らしてありました。その一つにサイン整備がございました。その案内板を見ると、自分がどこにいるのか、次の目的地もすぐにわかるのでございます。滞在型観光を進めていくためにも、こうした整備も必要だなとつくづく感じたところです。市長の所見をお聞かせください。

次に、市有地の有効活用についてお尋ねします。

三位一体改革で地方交付税が削減をされ、財政改革が待ったなしであります。いかにして歳入を確保するか、知恵を絞り出して考えていかなくはなりません。その一つに市有地の有効活用があるのではないかと考えています。例えば、毎年正月三が日は交通渋滞で様々なところで市民生活に影響を及ぼしています。その解消策として市有地を無料開放いたしていますが、知恵と工夫を凝らして料金を幾らかでも協力いただくことはできないかと考えていますが、その可能性についてお聞かせください。

また、未利用の市有地の売却などを積極的に行われているようですが、貸し出しとか有料駐車場などを検討するなど、歳入確保等でどのような努力をされているのか、お聞かせをください。そうしていただいた収入を子育て支援とか社会福祉などに役に立ててはどうかと考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

最後に、通古賀・吉松東・国分川原地区についてお尋ねをいたします。

ただいま組合施行で区画整理事業が進み、新たな町が生まれようとしています。しかし、市民は何ができるのか知らない人が多いように感じます。例えば、学校はどこになるのか、あるいは公園はできるのか、できるとすればどの程度の規模になるのか等々様々でございます。どのような町ができるのか、市広報等でお知らせすることはできないのか、お尋ねをいたします。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 地域コミュニティづくり推進プロジェクトについて回答をいたします。

第四次総合計画の中で、21世紀にふさわしい太宰府市の個性的で魅力あふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期実現に向けまして、市民のニーズや時代の要請に留意しながら重点的に取り組む主要課題として3つのプロジェクトを掲げまして、総合的にまちづくりを推進しておるところでございます。

豊かな地域社会を実現していきますためには、やはり地域に暮らす市民の皆様一人一人が相互に支え合い、そして自分たちの地域であるべき姿をともに思い描きながら、心を一つにして責任を持って行動できる新たな地域自治の体制づくりが必要であると、このように考えております。

この間の具体的な取り組み状況につきましては、後ほど担当部長から回答させます。

次に、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の内容についてでございますけれども、これからは行政と地域住民が車の両輪となり、あるいは住民と住民というふうなこともあろうと思います。行政主導の地域づくりから対等なパートナーシップのもとで地域づくりを行うという協働のまちづくりを一つのテーマとして懇談することにしております。市民の皆様方から出される地域課題でありますとか提言等につきましても意見交換したいと、このように考えておるところでございます。

次に、協働のまちづくりの制度構築についてでございます。

私は真の地方自治を推進していきますためには、市民と行政が連携、協働していけるような、そういった新たな仕組みづくりあるいは場づくりが必要であるというふうに思っております。そのためには一定のルールづくりも必要であるというふうに考えておりますので、施政方針で申し上げているとおりでございます。

早い時期に庁内に検討会を立ち上げまして、太宰府市にとりまして自治基本条例の制定がよいのか、あるいは市民参画条例の制定がよいのか、その方向性を検討し、調査研究を進めてまいりまして、市民の御意見等々を傾聴しながら制度構築を目指してまいりたいというふうに思っております。

それから、滞在型の観光について、あるいはサイン等の整備充実についてでございます。

まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園のまちづくりを進め、そして滞在型観光を目指しております太宰府市にとりまして、サイン整備等の充実は欠かすことができないものであるというふうに思っております。

サイン整備等の充実はもちろんのこと、観光でありますとか、あるいは商業の振興を図る様々な仕掛けを総合的に展開をすることによりまして、滞在型観光への誘導をしてまいる所存でございます。

それから次に、市有地の有効活用についてでございますけれども、歳入の確保を図るというふうなことでございますけれども、市有地の中でも区画整理地区内の保留地の売却できるものにつきましては売却するということで、歳入の確保に現在も努めておるところでございます。また、有効活用につきましては、もっと元気に・がんばる太宰府応援団というふうな私の意を介してのそういった知恵袋と言いましょか、支援をさせていただいております委員会でございますけれども、そこからも提言を受けておりますので、早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、通古賀・吉松東・国分川原地区についてのまちづくりについてでございますが、積極的にホームページでありますとか、あるいは市広報等に掲載しております。民間施行の土地区画整理事業の内容につきましても、他の民間の開発行為との整合性を図りながら、今後可能な限り広報に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、回答いたしましたけれども、それぞれ詳細あるいは2答目等につきましては、場合に

よりましては部長の方から回答させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域コミュニティ推進プロジェクトについてのこの間の経過でございます。

平成13年4月に策定しました第四次総合計画前期基本計画の中で、地域コミュニティづくりを推進することを戦略プロジェクトの一つとして初めて明記をし、まずは地域活動の中心となる自治会の理解と協力を得るために小学校区ごとの区長説明会等を行いました。一部から地域コミュニティづくりに対する市の将来ビジョンが見えないなどの意見や行政から一方的に押しつけ進めるのではなく、自治会で既に積み上げてきた地域活動との整合を図ってほしいとの要望も出されておりました。これらの意見を整理し、見直しを行い、平成18年4月からスタートした後期基本計画の中で、新たな地域コミュニティ推進目標を、本市における地域コミュニティづくりは住民自治を確立するために市民、NPO、ボランティア、事業者など多様な主体と行政とが協働しながら地域分権の受け皿としておおむね小学校区をエリアとする地域住民による地域づくりを進めるといふ市民との協働のまちづくりと定めたところでございます。

現在、太宰府南小学校、太宰府西小学校、水城西小学校の3小学校区においては、地域コミュニティ協議会の準備会が設立されておまして、防犯・防災あるいは福祉、あるいは文化といった具体的な地域課題や問題の解決あるいは地域コミュニティ醸成のための部会活動に取り組まれておるところでございます。

また、その他の小学校区においても、現在市のまちづくりに対する将来ビジョン等を御説明しながら個別の協議を重ねておまして、全市的な取り組みとなるよう努力いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 滞在型のサインの整備等についてご回答申し上げます。

観光客を初めとした来訪者の方々を市内の歴史、観光資源に誘導するためには、案内サインが必要なことは言うまでもございません。このため、市域全体の歴史、観光資源を網羅した情報を発信するとともに、最寄りの主要な駅や観光用の駐車場等からのサイン整備を行い、目的地に容易に達することができるようにする必要があると考えておるところでございます。

今までも様々なサイン整備を行っておりますが、サインの大きさや型や色、あるいは設置場所等に統一性が見られませんでしたので、今回わかりやすく統一性を持たせたものとして、歴史観光系公共サインガイドラインを作成中でございます。そして、来訪者の方々が市内の歴史、観光資源をゆっくり、楽しく回遊できる仕掛けの一つになればと考えているところでございます。

厳しい財政状況のもとではありますが、今後につきましては、歴史観光系公共サインガイドラインに沿って、老朽化したサインから順次整備を進めながら整備の充実を図っていきたく

いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 地域コミュニティづくり、協働のまちづくりという形で平成13年度からスタートしているわけですね。地域コミュニティづくりというのは極めて、先ほど市長がおっしゃって、21世紀を迎えた今日、非常に重要だということで総合計画に掲げてやられているわけですが、本来ならもう6年たつわけですから、本来ならば既に全部が動いていかなくちゃいけない。まだ、今お話では3地域ですか、南小、西小、もう一校言われてましたけども、3地域、もう6年。順次これから進めていくというけども、あつという間にもう10年過ぎてしまうんじゃないかと。掲げてしまったのはいいけども、具体的な動きがなかなかまだ見えてこないんじゃないかなという感じがするんですが。

例えば、第四次総合計画の中で、地域情報基本計画を策定すると書いてあるわけですね。この地域コミュニティ推進プロジェクトの中の6つの大きな柱の一つになるわけです。これから市民と行政との情報交換をやっていくと、そのための基本となるものを策定しようということがここにうたわれているんだろうと思うんです。私もどういのができているのかなということで、聞きに行けばよかったんでしょうけども、一般質問するからということで、あえて聞きに行きませんでした。後期基本計画が平成18年3月に書いてあるわけですが、この地域情報化推進計画が策定されたのかどうなのかというのは、この後期基本計画の中でもよく見えてこないんですけども、この部分はどうなっているのかですね、後期基本計画においても情報は極めて重要であるということが協働のまちづくりの中に1ページを割いて書いてあるわけですが、要するにまちづくりを推進していくための基本となることがこの後期基本計画にうたわれていないということもあるわけですが、これ策定されたのかどうなのか、どういう形で策定されているのか、策定されているとすれば生きているのかどうかですね。この辺で、私は判断するのは第四次総合計画の計画書しかわかりませんので、この計画書の中にあることについてお聞きをさせていただいておりますので、まずその1点をご答弁いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域情報化推進計画について、前期のコミュニティプロジェクトの中に掲げている部分だろうと思います。IT推進計画の中で行政情報と地域情報をいかに推進していくかということで計画書を策定しております。その中で具体的にはキオスク端末を各公共施設等に設置いたしまして、行政情報あるいは地域の中でホームページ等の閲覧ができるというようなシステムを構築いたしております。IT推進の関係ではそういう計画で定めておりますけども、先ほど清水議員がおっしゃいましたように、地域情報を集約して総合的に発信するということは、まだ現時点ではできていません。ただ、いろんな情報を太宰府の広報等に寄せていただきながら掲載している分もございますし、あるいは各自治会、行政区だより等を私どもの方にも配布していただきながら、地域の中の情報を集約し、その中で先ほど

申しました地域コミュニティのための個別的な協議の中で情報提供ができる部分については積極的に活用されているというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それとですね、太宰府市の地域コミュニティの推進事業支援補助金交付規則というのがありまして、地域コミュニティを具体的に動かす一つの補助金の交付規則ですが、この中に地域コミュニティ協議会設立に向けての準備会及び専門部会の設立運営事業と、それから2つ目に地域コミュニティ協議会の設立と運営事業、そして第10条にあります地域コミュニティ推進事業支援補助金実績報告書ということで書いてあるわけですが、具体的にそれぞれの地域コミュニティ協議会設立に向けての準備会の申請、それから協議会申請の数、実際にできた数、それから地域コミュニティ推進事業支援補助金実績報告書の報告がどの程度、幾つあったのか、このことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今ご質問の支援補助制度でございますけども、平成15年に要綱策定をいたしております。当初は前期基本計画の中でも地域コミュニティづくりをどうするかということで、まず小学校区単位に地域活動をされるような協議会をつくっていただき、その協議会が組織されましたら活動計画をつくっていただき、その活動計画ができ、計画に沿った活動を支援できるような補助制度ということで策定をいたしておりました。この間ご報告もいたしましたし、先ほどもご報告いたしましたように、指摘の中でそういうまず組織ありきではなかなか地域活動との整合が図れないということで、いわゆる補助金やるから何かしろというようなことでは、行政主導型ではなかなか地域活動にはつながらないというようなご意見もいただきましたので、見直しを行いまして、この地域コミュニティ支援のための弾力的な運用ができるような制度でないとなかなか活用につながらないということで、それで現在ではそこに今清水議員がお話しされましたように、まずは協議会をすぐつくるんじゃなくて、まず準備会という形で、まず組織を立ち上げて、その中でどういう地域課題があるのか、その解決にはどういうことがテーマとしてつながるのかということを協議してもらいながら、先ほど申しました福祉の関係とか防犯・防災の部会を編成する、そういうものに支援をしながら情報ネットワークをまず作りながら組織化につなげていこうというような支援制度に見直したところでございます。それで、現時点では太宰府西小学校区と水城西小学校区は一体として今、西地域という形で動いていただいておりますので、そちらの方に準備会として、そちらの方は福祉部会と防犯・防災部会というのが組織されております。それから、太宰府南小学校につきましても準備会を設立していただいて、現在文化部会と防犯・防災部会という形で活動をしていただいておりますので、それに対して補助金の申請をしていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） すると、まだ準備会の段階だと。それで2つと。準備会というのはあ

くまでも地域コミュニティ協議会を設立するための準備会。だから、今のご答弁でいくと、地域コミュニティ協議会の設立とか運営というのは、まだないということですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） はい、そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それでですね、私が思うのは、太宰府市における主要な3つの中の一つなんですね、地域コミュニティ推進というのは。本来ならもう動いて、実績報告があつて、実際にこういう地域コミュニティの成果がありますよというのは、もう6年たったら1つか2つぐらいの報告があつていいんじゃないかと私は個人的に思っているわけですね。だから、まだいまだに準備会の段階だということなものですから、これは大体もう後期基本計画も平成22年度まででもう終わってしまうんじゃないかという感じがするわけですけども、慌ててつくっていくということもよくないし、余りよくないとは思いますが、その辺の原因は何なんですか。いまだにこういう形の中でね、平成13年にこれからのまちづくりは大事だと、総合計画の中の3つの主要な柱の一つだと、その柱の一つにありながらいまだに地域コミュニティ協議会ができてない、準備会が2つしかできてない、その原因は何なのかということはどういう形で考えておられるのかですね。それをやらないと、また同じような形でこれから来年も再来年もですね、大体この地域コミュニティ協議会、8小学校区つくろうと思っていらっしゃるということですが、7つやったですかね、7つつくろうとされているんですけども、これは全部終わってしまってもでき上がってしまわないんじゃないかという感じがしているわけですけども。

大変ご苦労はされているとは思いますが、その辺の、私はできることとできないことがあります。そりゃ、いろんな形の中で、総合計画ですから無理なところもあるかと思いますが、ただ1つは、まるごと博物館とか福祉でまちづくりだとか非常にテーマが大きくて、大きなくくりの中でやっていくわけですけど、これはそんなに難しい話じゃないんですね。各小学校に各自治会が集まって地域のコミュニティ協議会をつくろうという、言うならそんなに難しい話じゃないんですけど、なかなか遅々として進んでない。6年たってもまだゼロだ。準備会しかできてないということで、私はなぜこれを言うかということ、市長がこれからのまちづくりの中の施政方針の中で、協働のまちづくりを基本に据えるとあるわけですね。基本に据えるとなってきたら、何かやっぱりルールがないといけないと思いますし、そういう組織化もされていないといけないと思うんですが、組織がまだできないのに、本当にそれができるのだろうかという思いがしているわけですけども、まずこの地域コミュニティ協議会がいまだにできてないその原因は何かということをごすね、お聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、私の施政方針の中におきましても協働のまちづくり、それから第四次の総合計画の中におきましても地域コミュニティづくりを一つの大きな柱立ての中で推進しようというようなことで打ち出しておきまして、これも市民の皆様方から百人委員会という形の

中で提起されて、そして実行に移すべく総合計画の中に打ち込んだというふうなことでございます。

私は市長に就任をいたしまして、市長が率先しなければこの協働のまちづくりあるいは地域コミュニティづくりは動かないというふうな認識の上に立っております。そういった意味におきまして、今出発そのものは平成20年1月からスタートし、市民懇談会等の中で市民の皆さん方、多くの皆さん方からご意見を聞きながら、そして動かしていこうと、基本的な、理論的なロジックはつくり上げております。しかしながら、一過性で行政的にそれをかぶせて、こういった形でいきますということは易しゅうございます。しかしながら、それでは実態として動かないというふうに思っております。したがって、ゼロから出発するような気持ちの中で私は市民の声に耳を傾けて、そして大きなくくりとしての行政自治の今後のあり方を私は場づくり、仕組みづくりを構築していくというふうに考えており、そのことがなぜ遅れたかといいますと、戦後50年、60年のこの地方自治というふうな歩みがやはり一つのコミュニティづくり、隣組あるいは行政区単位で流れてきた経緯がございます。これを大きなくくりとして、一つ一つの44の行政区は尊重しながら、その基礎的なものは崩す考え方はございません。それを大きなくくりとする際におきましても、いろんな思いがあるわけでございます。区長さんの中においては、屋上屋ではないかというようなこと、同じようなことをなぜ繰り返すのかというようなこと等疑問が多くあるわけでございます。そういった50年間の流れ、システムを見直して、今後50年後、100年後に耐え得るだけのまちづくりは行政がするものだけではなく、今からは市民との協働、あるいは住民と住民というような形、あるいはNPOであるとか、いろんな、主体は多くあるわけでございます。そういったことの組み重ね、体系づくりをきちっとした合意形成の中にやる必要があるというふうに思っております。

宝塚市でございませうけれども、このコミュニティづくりまで20年かかっております。福岡県下でもそれぞれ九州の各市においても、私も市長になって市長会に行くようになって情報がよりわかるようになったんですけども、まだそんなに多くはありません。それだけ地方自治の仕組みを今までの部分を流れを変えていこうというからには相当の抵抗もありますし、あるいは理解をしていただくためには同じ歩調で動いていくというような形が私は必要だというふうに思っております。私は平成22年の任期までのうちには、そういったシステムづくりをしていくというふうなこと、それだけでも私は大きな課題というふうに思っております。

通常の行政は、動きながら新たな仕組みづくりを構築していきたいというふうな考え方でございます。時間はかかりますけれども、私は時間がかかって当たり前だというふうに思っております。皆さんと同じような動きの中で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長のおっしゃっていることはよくわかるんですが、要するに本格的にこの地域コミュニティあるいは協働のまちづくりというのは、平成22年度からスタートをするんだと、今市長の答弁はそういうように聞こえたんです。それまでのスタートの部分をつく

り上げていくんだというご答弁のように私感じたんですが、違うんですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 早いにこしたことはないと思います。しかしながら、そこに、任期が平成22年ですから、そこまでにはきちっとした形の中で動くような形を持っていきたいというのが私の本心です。それぐらいのやはり時間、私にかかるというふうな思いをしております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 20年かかったところもあればですね、2年でできたところもあるわけですね。私たちが松本市に行きまして、松本市がつくっております協働推進協議計画というのがありまして、こういう形の部分があるわけですね。これをずうっと読んで、総合計画書を読みながら読み合わせていくとですね、前期のものを読み、後期のものを読んでいく中で、地域コミュニティというものとそれから協働のまちづくりというのがありましてね。地域コミュニティというのはあくまでも今は小学校単位、それを地域コミュニティづくりを推進していこうと。昨日から今日にかけて協働のまちづくりという話が幾つか出てきました。恐らくそれは地域コミュニティでの協働のまちづくりではなくてテーマ型というんですかね、そういった形での協働のまちづくりではないかなと思っているわけですが、この総合計画を見ていったときに、今度新しく後期基本計画の中に、計画の推進の中に前期にはなかった協働のまちづくりというのが新たに盛り込まれているわけですね。この協働のまちづくりというのが私はこの地域コミュニティの中の一つの、株じゃないけど、その一つなのか、例えば総合後期計画の中で地域コミュニティづくりというのがありまして、この中にルールの中場づくりとして協働のまちづくりのルールというのがあるわけですね。市長がこれからつくろうとされているのは地域コミュニティ、この地域コミュニティというのは定義がありましてですね、要するに行政区の複数集まった、言うなれば団体が地域コミュニティと定義づけられてますよね。そうすると、ここで言う、協働のまちづくりというのは地域だけに限らないわけですね。その辺の地域コミュニティと協働のまちづくりとの関連がいま一つ見えてこないんですけども。もちろん、地域は地域でありますよ。

平成18年度の、今日ちょっともらってきたんですが、太宰府市地域コミュニティづくりの推進指針というのがありまして、この中に地域コミュニティとは何かということが書いてあるわけですね。コミュニティとは直訳すれば生活共同体、または地域社会共同体ですと。コミュニティにはエリア型コミュニティとテーマ型コミュニティ、これはテーマ型コミュニティというのはNPOとかボランティア団体とかテーマごとの活動によるつながりと、こうありまして、地域コミュニティとはまさにエリア型コミュニティのことですよと書いてあるわけですね、この中に。そうすると、ずうっと私は市長の頭の中にはですよ、決してこの地域だけの協働まちづくりじゃないと思っているんですよ。テーマ型のまちづくりもあるんですが。その辺を要するにちょっとひとつきちっと抑えておかないといけないなと思ひましてですね、市長が考えている協働のまちづくりというのは、それは地域のコミュニティもその一つだと、でもしかし

それ以外にいろんな市民の活動団体だとか、いろんな方たちがたくさんおられますので、必ずしも地域に限らない部分もあるんじゃないかなと感じがしてますので、そういう形でお考えになっていらっしゃるのかですね、聞かせてください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 総合計画の中の地域コミュニティづくりの定義につきましては、今清水議員のおっしゃったとおりです。私のイメージも、今まさに地域力が低下しておるといようなことが言われるわけです。昨日以来も、子供さんの政策をどうするのか、あるいは高齢者の介護をどういうふうにしていくのかというふうなこと、やはり私は地域力といいましょうか、昔はそうであったように、子供もあるいは高齢者も含めて地域力によって支え合いながら育てておるといようなことがございます。それが時代とともに、経済の変化とともに低下をしてきている、あるいはすべて行政がやるというふうなことが一時期ございました。これは行政の役割、非常にすみ分けが不明記といいましょうか、守備範囲がすべて行政というような形があった時期がございました。そういったところから地域力であるとか、自主的な機能が損なわれてきた部分があるわけがございます。そういったことを取り戻していくというふうなのが今大事ではないかと。地域コミュニティはまさにその一つでございまして、まちづくりは行政だけが関与して行うのではなくて、地域住民の皆さん方と一緒にやっていくんだ、そのためには、まずもっては地域コミュニティづくりが、やはり今のくくりを、小学校区単位で考えて、地域分権といいましょうか、今の自治的な機能も含めた形で、将来的にはそこに考えてもらう、一緒になって考えていくというのが地域コミュニティの中、その中でいろんな取り組みが、ネットワーク化が出て、防犯なら防犯一つとってみても、一行政区だけではなくて、小学校区単位で連携しながら、あるいは市域全体を連携しながら、防犯・防災活動を行っていくとか、そういったネットワーク化が出てくる、その主体が、市民であり、市民同士である、住民と住民同士のケースもあるでしょう、住民と行政というふうなこともあるでしょう、あるいはNPOというふうな状況等も、媒体はあろうかと思えます。その後の協働というふうな形の中のまちづくりの中においては、主体性はいろいろ、多様化してくるといような思いでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長、制度の構築を平成22年度までにすると、ルールづくりを、つくるといことを答弁されたわけですが、その構築、制度を構築すると、1つは、ルールづくりをするということですから、これは条例を制定するということ、それまでにまちづくり条例か何かわかりませんが、制定するとい形のことを、構築するとい形でおっしゃっているのかな。ちょっともう一度確認。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 最終的には、ここでもお話をしましたように、市民自治条例あるいは協働のまちづくり推進条例でありますとか、そういった名称は別といたしまして、そういった中心と

なります条例の制定等については必要になってくるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 地域コミュニティづくりあるいは協働のまちづくりという形の中で、確かに行政が地方分権の中で、行政がいろいろな形で担えない部分が出てきた、そういう形で、そういう公共的なものは行政がやると、イコールではないんだという書き方されていて、そういう形の中で、地域だとか市民だとか、そういう様々、NPOのところに対等に渡り合っていこうというようなことだろうと思うんです。いずれにしても、その条例なりきちっとした形で、地域とは何か、市民とは何か、協働とは何か、あるいは市民活動団体とは何か、こういう形の中の定義づけが要るだろうと思うんですね。

で、私今回質問しようと思ったのは、1つは協働のまちづくりもあるわけですが、これを何とかですね、地域の活性化につなげていけないかと、その活性化もあるんですが、最近コミュニティビジネスという言葉が何かあるそうございまして、私もたまたま調べておりましたら、ボランティアじゃなくビジネスだと。これ経済産業省が広げようと、環境コミュニティビジネスということで。このようにコミュニティビジネスとは何かということが書いてあるわけですね。地域社会における社会貢献のための地域社会に根差した事業性、収益性のある活動ということができると、コミュニティビジネスについての厳格な定義はありませんが、例えば中小企業白書では、従来の行政と民間営利企業の枠組みだけでは解決できない地域問題のきめ細やかな対応を、地域住民が主体となって行う事業である。社会貢献性の高い事業であると同時に、ビジネスとしての継続性も重視される点で、いわゆるボランティアとは異なる性格を持っていると、その特徴として、1つは地域住民が主体である。2つは利益の最大化を目的としない。3つ目はコミュニティの抱える課題や住民のニーズにこたえるため、財・サービスを提供する。4つ目に地域住民の働く場を提供する。5番目に継続的な事業または事業体である。6番目に行政から人的、資金的に独立した存在である。等が上げられるとされていまして、こうずっと協働のまちづくりをしていますと、岡山県にあるある町ですが、このコミュニティビジネスをこれからやっていったらどうかと、町ですけれどね。その中に、どういうことがあるかということが書いてあるわけですね。では、どのような事業が考えられるのか、一回事例を挙げてみましたということで、例えば福祉・介護、ひとり暮らしのお年寄りのためにお弁当をつくって配達する、自宅などを開放して高齢者のデイケアサービスを提供する、ずらっとあります。読みよったら時間がありませんのでやめますけど、こういったことがコミュニティのビジネス。地域コミュニティ推進づくりもいいでしょうけども、やはりいかにこれを私は地域の活性化につなげていくか。さらに、この中に書いてあるのは、企業誘致とかそういう様なものが難しくなるだろうと、そういう面において、やっぱり雇用を創出する新たなビジネスになりはしないかということで。NPOというのもですね、私1回この議会で取り上げたことあるんですが、ヨーロッパかどこかでは、経済成長率の非常に大きな発展の原因になっているということで、NPOあたりはもう一つ広がる組織でございまして、単なる地域コミュニテ

イづくりとか協働まちづくりからもう一歩、私は前へ進んでいただいでですね、こういった制度も国がやっていますよということをしかり知っていただいで、私は進めていただきたい。まあ市長の任期があるわけでございますけども、そのように考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） なかなかいいご提言をいただいたと思います。やはり、顧みますと、2007年問題は、今のベビーブーム、私どもの世代でございますけれども、リタイアを3月にはするわけでございます。そういった能力を持った、ノウハウがある、また力がある世代が退職、大量にするわけでございます。社会では、まだまだ必要としておるといふように思います。そういったコミュニティビジネスというふうな中で、地域の中で何か貢献できないかというふうな視点から、やはり自治体の方が募集するといひましようかね、そういった仲立ちするふうな、そういった組織も、今お話を聞いておひまして、必要ではないかなといふふうに思っております。必要があれば、太宰府市においてもそういった、地域懇談会の中においてもいろんな意見が出るだろうと思ひます。そういったことも含めて、いいものはとりながら、そして即実現できるもの等については行動を起こしながらやっていけば、私はその一つ一つが地域コミュニティづくりの基盤になってくるし、あるいは協働のまちづくりにつながってくるんだといふふうに思っております。そのことによつて住民が太宰府市を愛する、自分たちも一緒になってまちづくりをしていんだといふふうな意識が醸成されるのではないかなといふふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ぜひよろしくおひします。

で、サイン整備についてですね、先ほど紹介しました部分ですが、これから新しく見直していくといふことでございます。

松本市に行つてきまして、私が先ほど言つたサインなんですけど、地図がここにこうあるわけですね。で、自分がどこにおるかといふことが、この周辺でわかるわけなんです、この地図で。これ何でつくつてあるかわかりませんが、その下に、地域の案内が、こちらですよ、こちらですよ。こういう形の部分がありましたので。実はですね、太宰府の案内板が非常に老朽化してですね、見づらいつという声があちこちから出ているわけなんです。そういうことで、整備をされるといふことでございますので、これはちゃんとまちづくり案内といふ形で書いてあります。で、太宰府市のがどうなつているかといふことで見比べますと、同じようにこうあるわけなんですけど、もう書いてあるだけですね。矢印が、例えば、これ善光会館の前で太宰府のを写したんですけど、通古賀の利用施設、下に矢印してあるわけですね。JR都府楼南駅も矢印が1つあるわけなんです。知らない人が見たらわからないですね。地図じゃないですよ、これ。やっぱりそういう意味において、せつかくこれだけの部分ありますので、この辺に地図か何かを書いて、これは通古賀区の案内板ですけども、もう少し工夫をつけたらいいんじゃないかなといふ

ことで紹介をさせていただきました。ぜひお願いしたいと思っております。

それですね、サイン整備の中で、市民からいろいろ声を寄せられているわけですが、これから順次やっていくということでございますので、ぜひお願いしたいことがあるわけですが、時間が余りありませんので、一、二点紹介したいと思うんですけども、太宰府の史跡地がありますね、いろんな史跡がこういろいろあるわけですけども、もう一つこの史跡プラスできないかと、それをアイデアで言われている方がですね、太宰府には歴史上の人物が多く訪れていまして、この人たちにも光を当て、由縁の場所を紹介することで、観光にロマン、深み加わるのではないのでしょうかと、西郷隆盛とか坂本龍馬はこの地を歩いたと、そういう形の中で想像力がかき立てられれば、さらに太宰府を身近に感じていただけるのではないのでしょうか。パンフレットとか案内板でも、史跡とあわせて人物由縁の場所を紹介しますと。で、行きましたらね、町歩きましたら、たった一人の人物でもですね、それをぼうんとやっぱり表へ出しているんですね、いろんなゆかりのある人物を。例えば、森鷗外だとか石川啄木とかですね、そういう詩人の人をぼんと出して、生まれたところであるという、由縁の地という形で、それを観光のPRにします。だから、うちはそういう観光資源がありますよ。それにもう一つ、坂本龍馬だとか西郷隆盛とかいろんな、商工会が歴史上の人物ということで、ずうっといっぱい昔の時代からつくっておられますよね、筑陽高校の生徒さんか何か書いたの。ああいうのを何かね、もう少しこう、あちこちで展示されていますけども、何か利用できないかと、もう少しPRできないかと。知らないんですよ、皆さん方お見えになったとき。私も西郷隆盛と太宰府は、どこでどう縁があるのかとかね、坂本龍馬とどう縁があるのかとか、余り知らないもんですから。そういったことも、またこの一つのPRになるのではないかというお考え持っていたらっしゃる方もいらっしゃるわけです。その辺はどうでしょうかね。だれが答えるのか知らんけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ガイドラインを今作成中ということで、これ歴史と文化の環境税の方からいただいてつくっておるところでございますが、1つは、今松本市の分を写真で紹介されまして、今ガイドライン、私どもがつくっている部分では、似ているかなあという気がいたしました。まず、わかりやすいということと、あと太宰府を生かすというようなデザインで進めておるところでございます。

今、人物という部分につきましては、私どもも行ったときに、ああこの方が、歴史上の人物が、こういうことをここでされたかということ、興味があるところがございますが、今そのサイン計画の中に織り込ませるかどうかについては、ちょっとまだ詳細には、私勉強不足でございますので、十分に参考にさせていただきたいというふうに思っております。今回、一応できるだけ早い時期にと思って、今年度ぐらいにつくり上げるような目標を考えております。人物等については、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 決してサイン整備だけじゃなくてね、いろんな形の中で一つの、余り人が多過ぎるもんですから、かえって、ねっ、1人か2人なら、それをばあっとクローズアップできるでしょうけども、人物たくさんの方がいらっしゃいますもんですから。しかし、それはそれとして、大いにPRしていく必要があるんじゃないかなと思っています。

それともう一つ、回遊型観光を目指して、ここサイン整備をこれからされていくわけですが、太宰府が発行しているこの史跡の散策マップと観光協会が発行している史跡のこのマップがあるわけです、観光マップ。で、ある市民の方から、この太宰府の史跡の散策マップに番号があるわけ、ずうっと写真があって、番号が振ってあるわけですね。例えば、この太宰府の史跡の散策マップであれば、1番は大宰府政庁跡になっている。だが、観光協会が発行しているこのパンフレットを見ますと、大宰府政庁跡は7番になっとんですね、番号が。私は余りそんなこと、疎いものですから気にするタイプじゃないんですけど、非常にやっぱり、見る人が見るとですね、やっぱり整合性を整えるべきだと。番号を打って、そしてやっぱりそこはそことしてPRをしていく。政庁跡は1番。その辺は、1番か何か分かりませんが。それがね、余り番号が違い過ぎて、一つのやっぱりルールづくりというんですか、やっぱり見る人を見ると、そういうようなことの指摘もありましたので、ぜひこれご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） 参考にさせて、ご意見としてちょうだいして検討いたしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） あと5分ですけども、市長ね、先ほどですね、橋本議員への答弁だったと思うんですが、歳入確保の中で、このもっと元気に・がんばる太宰府委員会の中で、様々な意見が出てきた中で、市長、総務部長でも結構ですけど、有料駐車場もどうかという提案がなされたということで、ああ、私と同じようなこと考えている人がおるんじゃないかということ思ったわけですが、このもっと元気に・がんばる太宰府委員会というのは、これからの歳入増加の市長の知恵袋ということで、先ほどもおっしゃいましたけど、どういうメンバーなのか、どういう形でこのメンバーを選ばれていらっしゃるのか、何人ぐらいいらっしゃるのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） メンバーにつきましては、商工会の会員さんを中心としまして、その会員、中心となられる方が、やはりそういう意見を持たれた方を引っ張っていただいて、そして6名で協議をしていただいたというところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） それでは、あれですか、1回だけじゃなくて、ずっと今後とも続けていくということですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） もっと元気に・がんばる太宰府委員会につきましては、大体3回ぐらいをボランティア会議という形で行っていただきまして、1つの提案をしていただく、1つかあるいは2つ、そして次のメンバーをまた選定して、いろいろな意見を聞く応援団にしていきたいということで、第2弾、第3弾はメンバーをかえて行っていきたいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後ですが、こういう広告が入っているわけですね。これが今言う、通古賀区の関屋不動産さんが、こういう町ができますよという形でつくられているわけですが、先ほど市の広報に載せたという話だったんですが、私が思っているイメージ、市の広報にはいろんな、通古賀のことについてはたくさん載せられていると思うんですが、私のイメージとしては、こういったような何かイメージ。で、先ほど民間がやっているのも、難しいというお話がありましたけども、しかし市の総合計画の中の一つに、この通古賀の区画整理が入っているわけですね、組合施行ということで。そういった意味においては、まちづくりの市長の歳入増の中の1番、スタートに言われたのは、未利用地の定住化と書かれていまして、恐らくこのことをおっしゃっているんだろうと思うんですが、こういったイメージは市の広報に載ったんですか、何かホームページなんかにも載ったんですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 申しあげましたのは、都市計画等でここは用途がこんなになりましたよとか、ここには低層住宅が張りつきますよとか、そういう部分のホームページ等での広報はいたしておりますということでお答えしました。情報公開する時期でございますので、市長が言いましたように、可能な限り広報等にも載せたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

暴力団抗争の激化を受け、暴力団組員の市営住宅の入居や公的施設の使用を制限する動きが広がっています。新聞等の報道でご承知のとおり、6月に佐賀市と熊本市で相次いで暴力団組長が殺害され、その報復と見られていますが、8月には福岡市中央区で指定暴力団の会長が射殺されました。その後、11月に暴力団抗争とは無関係の入院患者が病室で射殺されるという、極めて異常な事件が起きました。殺された自営業の男性は34歳でスポーツマン、消防団活動や地域ボランティアに熱心で、妻と子供2人の4人家族は近所でも評判の幸せな家庭でした。犯人は25日未明、お隣の大野城市で逮捕されましたが、その際にもけん銃を発射し、警察官に取り押さえられました。また、その前日の24日には大牟田市の病院前で暴力団組長が撃たれ死亡、発砲した男は逃走、さらに27日には久留米市のマンション駐車場で、やはり暴力団組長と運転手が殺されました。殺害現場はマンションや団地が立ち並ぶ住宅街の一角です。相次ぐこれらの抗争事件は、市民の日常生活を揺さぶり続けており、長引く厳戒態勢の中で、不安と緊張はピークに達しつつあります。暴力団本部がある久留米市では、暴力追放の決意を新たに、暴力追放市民総決起大会が開かれました。大会には市民ら約2,300人が参加、市暴力追放推進協議会会長の江藤市長が、「一連の事件は市民の平和への願いを土足で踏みじめる行為で断じて許せない、暴力団への怒りを一つにし、決して屈しない姿勢を見せつけよう。」と訴え、あらゆる暴力をなくすまで全力を尽くすとする決議文を採択しました。このような中、国土交通省は全国の自治体が管理しているすべての公共賃貸住宅からの暴力団排除を自治体に促すことを決めたとのこと。報道では、1、入居資格に同居家族も含めて暴力団組員ではないことを明記する、2、地元警察と連携して組員かどうかを確認し、組員の場合、警察官同行で入居拒否や明け渡し請求を行うなどが盛り込まれると見られています。既に大牟田市、またお隣の筑紫野市は、市営住宅から組員を排除する条例改正案を12月議会に提案されたと聞いております。これは事件が白昼に起きるなど、市民生活の場が脅かされている事態を重視し、暴力団廃絶に向けた強い姿勢を示すのがねらいで、改正案では、新たに入居を希望する世帯全員の氏名を県警に照会し、組員であることがわかれば入居を認めない、入居中でも組員と判明すれば明け渡しを求める。県警との協力締結を得て、早ければ来年2月から施行されるとのこと。また、暴力団対策法による公的施設の使用制限は、北九州市が平成8年から実施しており、福岡市も来年4月から行う予定です。

以上、県内の状況について述べさせていただきましたが、本市における組織暴力への対策と取り組みにつきまして、1つ、市内の暴力団関係者の実態について、2、入居や使用に関し条例改正の予定はあるのか。

以上、お尋ねします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 暴力追放における太宰府市の取り組みについてご回答申し上げます。

本市におけますところの組織暴力への対策と取り組みといたしましては、平成7年度から太宰府市暴力追放推進市民協議会を設立をいたしまして、市民が安心して生活できる暴力のない

明るく住みよい町にするために、広く市民に暴力追放に関します理解を求めますとともに、各種団体の協力のもとに市民運動を推進してまいりました。また、平成18年4月からは、市民生活に悪影響を及ぼすような不安あるいは脅威、あるいは危険などを未然に防止し、市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、安全・安心のまちづくり推進条例を施行いたしました。本年11月28日には、警察、行政、消防などで、筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会を発足させました。毎月第2、第4金曜日を一斉街頭活動の日と定めまして、地域での安全パトロールに取り組んでおるところでございます。

今後とも、筑紫野警察署と連携しつつ、暴力追放に取り組んでまいりたいと思っております。

1点目の市内の暴力団関係者の実態につきましては、部長の方から報告をさせます。

次に、入居者でありますとか使用に関し条例改正の予定についてでございますが、市営住宅の入居者でありますとか、あるいは公共施設の使用に関しましては、暴力団関係者の取り扱いについて条例で規制することにつきましては、今後警察署等々関係機関との連携あるいは協議調整しながら、施設ごとに調査検討してまいりたい、このように思っております。

以上でございます。詳細については部長の方から回答させます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 市内の暴力団関係者の実態についてであります。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法に規定する暴力団員等の個別状況は、市といたしましては把握できておりません。

また、ここ数年の行政に対する暴力団からの不当要求行為や市民からのご相談も、具体的にはあっておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ご答弁ありがとうございました。

まず、今回の私の質問に関しまして、趣旨といいますのは、昨今のこの暴力団抗争というのが対岸の火事ではないと、いつこの太宰府市で起きても不思議ではないというところから始まりまして、我々こういった議会また行政にかかわる立場としましても、その中から何らかの利益、あらゆる形で存在、介在しておるところの組織暴力に対しまして、利益になるものは一切行ってはならないという考え方から、このような質問をさせていただきました。

その中で、先ほど登壇した分でも申しましたけれども、いろいろと条例改正の動きがあっております。ただ、その中で、本市にとりまして、いわゆる市営住宅というものは、数も一番少のうございますし、またいろいろと目的を持ったものであるということも承知いたしております。その中で、先日、私総務文教常任委員として、委員会あったんですけども、ちょっと補正予算の中でもその辺のところはなかったので、去年、ちょうど1年前ですが、市営住宅に関しましての質疑が委員会であっておりますので、そこら辺をちょっと確認しましたら、現在

の空き状況ですね、36戸中、1年前ですね、1戸と、そうして、ざっと言いますと、全世帯の半数ぐらいが滞納をして、毎月督促状を持っていつているような状況だということですが、現在も余り変わりはないのでしょうか。ちょっと確認したいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 1年前にご回答したと思いますが、その状況等は変わっておりません。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） この条例の、市営住宅管理条例の中にもありますけども、やはり、第5条ですかね、明らかに住宅に関して困窮しておられる方ということもありますし、私また言いますが、この件に関しましてですね、そういうふうな困窮された方を対象にするものではなくありません。しかし、先ほど言いましたけども、いわゆるその世界におきましても、しのぎと申しますか、やりくりも苦しい階層も多々おるように聞いております。そういった中で、そういったところが、よく温床と申しますか、先日からありました襲撃事件の容疑者等も、そういったところに一時期おったとかというふうなことも、報道の中で見聞きしております。そういったところで、市としまして、ぜひその辺のチェックと申しますか、その辺の区分けですね、やはりそういった者はノーという強い態度を貫いてほしいと思います。

続きまして、先ほどちょっと聞いた中で、公共施設ですね、公共施設につきまして、中央公民館を初めとしてですね、いろいろあるんですけども、具体的に、いわゆるそういうふうな関係者等を規制するような条文というのではないわけですね。で、これが必要かどうかということとは、これから議論することかもしれませんが、先ほど言いましたような、北九州市また福岡市、それから今度行橋市ですね、行橋市もこれは、市営住宅及び公共施設に関しまして、早ければ来年1月からですか、通ればですね、12月議会を。そういうふうな動きもあるように聞いております。

で、私今ここで言うております暴力団と申しますか、いわゆる非合法活動ですね、の中には、やはり、例えばマルチ商法等、いわゆるしのぎは何でもいいわけですね。そういったもので、最初のごく一般人を装って公共施設を借りて、そうして押さえとってですね、そしていざ始まると、カーテン全部閉め切って、何か怪しげな講習、例えば医薬的な効能をうたってはひっかかるからだめですよとか、そういったことをやる時は、そういうところを利用するわけですね。これは公民館レベルなどでもたまにあると聞いております。何かそういうふうな事例というものは、市が把握されておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほども私の方からご答弁いたしましたけども、行政に対する不当要求行為に対しましては、太宰府市不当要求行為等の防止に関する要綱というのを定めておまして、その際の事務フローも定めております。で、その対策委員会も、総務部長が委員長になりますけども、設置しておまして、この間そういう報告はあっていないということで把握しておりますので、それぞれ施設の方でもあっていないということで思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 実は私も、この施設、あるいはこの入居等に関しましても、別に具体的な情報を持っているわけではありません。ちまたにそういうふうな、昔は何々とかという方というのは結構おられまして、普通のつき合い等というのはもちろんあるんですけども、そういった組織云々というのは、数年前、一部五条の方でという話、うわさは聞いたことございますけども、その後の話も入ってこないところを見ると、主だった活動というのはないのかなと思っているようなところでは。

そこで、この、もちろん防犯ですね、暴走また防犯ということは、2つあると思うわけですね。いわゆる資金の供給を絶つ、もう一つは人的な供給を絶つということですね。資金は、これはもう、団体というか、生きていくためにいろんなことすると思うんですけども、まずはそういうふうな構成員なるものを供給しないこと、もっと言いますと、要は青少年の健全育成というところにつながっていくと思います。最近大分活動はおさまりましたけれども、いわゆる暴走族ですね、暴走族なるものの一部が、そういうふうな準構成員あたりと接触を持って、そして次第次第にそういうところに引き込まれていくと、おまえちょっと来て電話番せんかというふうなところから始まって、気づけば、もうなかなか抜けられない状態になっていくというふうなことが、こういうことはもう実際にあります。で、こういったことに対しまして、行政また、行政といいましても、やっぱり警察ですけれども、しかし警察だけではだめだということで、民間のボランティア、保護司とか、あるいは補導連絡協議会とか、またPTA、子ども会等も協力しまして、いろんな活動をやっております。

その中で、ちょっと1つ聞きたいんですけども、この更生保護に関しまして市の方とされましてもいろいろと、例えば今言いました保護司会、また補導連絡協議会とかですね、そういったところにもいろいろと便宜また協力等されておられます。いや、よく存じておりますけれども、例えば犯罪を犯した人ですね、出所、刑を終えた方とか、あるいは仮出所等々で保護観察とかですね、そういった方が現におられるんですけども、今ご承知のように、大変就職状況も厳しいところです。ましてや、やはりそういった過去といいますか、何かがありますと、なかなか就職することが難しい、ということは収入もない、もうどうかすると、親も一切関係ない、帰ってくるなというようなところも多いわけです。そうすると、やっぱりもう、何かをせないかんということで、また同じ犯罪に手を染めたり、一たんは切ったはずの、またそういう組織の門をくぐったりすることがあります。何とかここを、この負の連鎖ですね、これ断ち切って立ち直す更生保護をしていかなきゃいけないんですけど、一つの方法としてですね、協力事業主と言われるんですけども、こういうふうな更生保護の観点から、特にこういった少年ですね、少年等、少年に限りませんが、例えば建設、土木等々ですね、雇って、非常に前向きにですね、良心的に雇って、その更生を助けている、そういうふうな事業者というものはたくさんございます。昨日も武藤議員の方の質問にもありましたけども、大体小さなところ

ろが多いんです。そういったところというのは、本当にほんの二、三人、家族経営みたいなどころでしているところ多いんですけど、ぜひともですね、そんなふうなものを、何かのプラス点としてですね、例えば指名等々があったら、何かそんなところは考慮していただけないかなと思ったりするんですが。少しこの通告の内容からそれですけど、関連するということで、そんなことは可能なのかなというところをお答えいただけたらと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今児童更生しております法務省の管轄だと思えますけれども、そういった方々が市内にもおられます。職員の中にも、そういった状況等で活動している職員もおります。しかしながら、これは秘密裏にやはり行くと、人権の問題等々がございます。更生する場合であっても、市行政としては、そのことについて情報ありませんし、またするすべも、必要ないだろうというように思っております。そこはそこの中で、それぞれの中で、そのことは法務省あたりと連携しながらやられておるというように思いますので、私どもは地域の中で支える部分として、そういった状況、環境づくりをしていくのが行政の役割ではないかなと、安全・安心のまちづくり推進条例でありますとか、あるいは協議会でありますとか、そういったところが行政の役割ではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） いろいろ難しい問題があることは承知しておりますけれども、本当にそういうふうな組織とか、ものから縁を切った方というのは、やはり社会が何らかの形で支えていくべきだと、私はそう思います。

最後に、市長、本当に20年ぶりにこの4月に市民の意思を持って選ばれた市長として、この暴力追放という重たい、しかし喫緊の問題に対しまして、ぜひともひとつお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は回答いたしましたように、この組織暴力団の対策、取り組みにつきましては、平成7年度から太宰府市暴力追放推進協議会が設立されて、今日にあるわけでございます。私どもは安全で平穏な日常生活や事業活動に脅威を及ぼす暴力団存在そのものを否定します。その取り組みのもとに、私は行政運営も含めて、あらゆる施設、あらゆる市民の安全・安心のために、微力でございますけれども、自分の力を注いで頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ありがとうございます。本当にこの暴力追放ということ、組織暴力というものは、衆を頼みあるいは不法な武器を所有し、市民の生命と財産を脅かすものです。個人では到底立ち向かえません。これにはいろんな、体育協会、文化協会やら、あるいは商工会、あるいは行政区、もう、いやすべてですね、団体、市民すべてが団結し、決意を持って立ち向かうことが必要です。市長の今後のリーダーシップに大いに期待しますとともに、我々議会

としましても、大いにこの問題に対して前向きに取り組んでいくべきであることを申しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月18日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時41分

~~~~~ ○ ~~~~~